

令和6年6月20日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 口	徹 也
事 務 局 長 補 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
政	策 総 務 部	川	原	逸	生
産	業 部	山	崎	公	和
建	設 環 境 部	山	浦	康	則
総	務 課	白 仁 田	和	和	哉
政	策 調 整 課	中	村	祐	介
広	報 企 画 課	山	口		洋
財	政 課	村	田	秀	哲
福	祉 課	高	本	智	子
都	市 計 画 課	堀		正	和
教	育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	江	頭	憲	和
生	涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	嶋	江	克	彰

令和6年6月20日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和6年6月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
4	6 杉 原 元 博	<p>1. 鹿島市の災害対策について</p> <p>(1) 地域の防災力アップについて</p> <p>① 避難所の開設について……「災害の種類と大きさ」</p> <p>② 気象の専門家（気象防災アドバイザー）について</p> <p>③ 災害に対する市職員の研修、市民への啓発について</p> <p>(2) 豪雨がもたらす線状降水帯について</p> <p>(3) 新発想の防災「フェーズフリー」について</p> <p>(4) 視覚障がいがある方への対応について</p> <p>(5) 聴覚障がいがある方への対応について</p> <p>2. 増え続ける空き家対策について</p> <p>(1) 最新の空き家の状況（判定別戸数等）について</p> <p>(2) 放置された状態の空き家について</p> <p>① 老朽化による倒壊の恐れのある空き家対策</p> <p>② 景観の悪化など悪影響を地域に及ぼす恐れのある空き家対策</p> <p>(3) 空き家バンクの登録及び活用状況について</p>
5	3 笠 継 健 吾	<p>1. ふるさと納税の取り組みについて</p> <p>(1) 寄付金の状況（当初より）、返礼品の状況（上位5品目）はどうか</p> <p>(2) 委託業者の業務にどう関わっているか</p> <p>(3) ふるさと納税を増加させるため、どのような対策を考えているか</p> <p>(4) 委託業者より新商品開発の提案はあっているか</p> <p>2. 予約型のりあいタクシーについて</p> <p>(1) 乗車実績はどうか</p> <p>(2) 運行の決まりについて、市民からの変更要望はないか</p> <p>(3) 市は現状の取り組みを改正する予定はないか</p> <p>(4) 指定バス停を増加する対応ができないか</p> <p>3. 学校休日の部活動から地域移行の状況について</p> <p>(1) 取り組みの状況はどうか</p> <p>4. 公共施設使用料について</p> <p>(1) 地域でスポーツ活動をされている公共施設使用料は条例を見直す必要があると思うがどうか</p>

順番	議員名	質問要旨
6	4 中村 日出代	1. 市長の権限について (1) 市長の市行政執行における絶大な権限について (2) 地方自治法第147条（市長の統轄代表権）について (3) 地方自治法第148条（事務の管理及び執行権）について 2. 地方自治法第252条の2の2（協議会の設置）について (1) 普通地方公共団体相互間の合意について (2) 協議会の設置について 3. 公正公平な市民福祉サービスについて (1) 公正公平な市民サービスについて (2) 市民交流プラザ浴室利用、日曜日利用の廃止について

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。6番杉原元博議員。

ここで申し上げます。杉原元博議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○6番（杉原元博君）

おはようございます。6番議員、杉原元博です。通告に従い一般質問を行います。

本年もあっという間にあと少しで半分が経過し、梅雨の季節を迎えました。近年は地球温暖化の影響もあり、特にこの時期は毎年のように豪雨災害が発生しております。本年は17日にやっと梅雨入りし、例年に比べて遅い梅雨入りでしたので、大雨がとても心配です。頻発する災害への備え、安全対策の必要性を強く感じています。

今回は2つの項目について質問してまいります。最初に鹿島市の災害対策について質問します。

今定例会の開会日、松尾市長は冒頭の挨拶で、今後の主要施策として災害対策についても触れられました。去る5月30日に鹿島市水防・防災合同会議が開催され、防災パトロールを実施し、土砂災害危険箇所など災害対策工事現場を巡視、安全対策の状況を確認されています。そして、市の公式LINE機能の拡充といった市民の皆様への情報発信強化など、災害に強

いまちづくりに取り組むこととされています。年間で最も大雨による災害が発生しやすいこれからの季節を、市としてはどのように対策を講じていかれるのか、最初に総括的に質問します。

続いて、大きな2項目め、増え続ける空き家対策について質問します。

全国の空き家の総数が2023年10月1日時点で過去最多の900万戸に上り、増え続けていることが総務省の調査結果から明らかになりました。総務省が4月末に公表した住宅・土地統計調査結果によれば、全国の空き家数は2018年の前回の調査から51万戸増え、30年前の448万戸から倍増しています。住宅総数に占める割合、空き家率は過去最高の13.8%に上り、実に7件のうち1件に相当します。鹿島市においては、一昨年度から本格的な空き家の調査を行い、実態を細かく把握されており、私たち議員にも全員協議会で説明がありました。説明を受けた時期から大分経過もしており、ケーブルテレビを視聴しておられる市民の皆様にも知っていただきたいと思いますので、直近の状況についてお聞きします。AからDまで4段階の判定別の空き家状況について答弁をお願いします。

以上で最初の総括質問を終わります。答弁をいただいた後、一問一答にて質問してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

まず、私のほうから出水期を前に鹿島市の災害対策についてという御質問に対してお答えをいたします。

議員もおっしゃったとおり、6月17日に九州北部地方が梅雨入りし、出水期を迎えております。大雨や台風による風水害が懸念される時期となりました。備えを常にという意識の下、会議、研修、様々な機関との連携、現地パトロール、点検など、災害対応がスムーズにできるように準備を進めているところです。

まず、制度見直し等の情報共有や関係機関の担当者の確認を行うため、県と県内市町の防災担当者会議や気象台の地域担当チームとの意見交換、鹿島市水防・防災合同会議などを行っております。

次に、洪水対応演習や土砂災害警戒情報の情報伝達訓練による県との連携の確認、気象台とのホットラインによる通信訓練による連携確認も行ったところです。また、災害対策の状況確認のため、防災パトロール、災害備蓄品の確認及び補充、排水機場のポンプの点検、避難所を運営する地区対策部との調整会議、6月9日には消防団による水防訓練も実施しております。

このように、会議、研修、様々な機関との連携、現地パトロール、点検などを行うとともに、避難所となっている施設等との調整も行い、災害に備えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

私のほうからは、鹿島市における空き家の現状について申し上げます。

少子高齢化、人口減少、産業構造の変化等により、全国的に空き家が年々増加傾向にあります。鹿島におきましても同様に相続問題や所有者不明などの理由から、空き家が増加しております。これらを踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市では令和4年度に空き家実態調査を実施してきたところでございます。この調査では、空き家の戸数のみならず、その物的状況まで把握し、不良判定度まで実施したところでございます。

現在、市が把握している空き家戸数としましては、全体で775戸でございます。これらの不良度判定としまして、まず、管理に特段問題がなく現状のまま利用可能であるAランクは354件、管理が行き届いていないが比較的小規模な修繕で利用可能であるBランクが287件、倒壊の可能性はないが現状のまま利用は困難であるCランクは80件、倒壊の可能性があるなど現状のままの利用は不可能であるDランクは54件、以上のような分類となっております。

ただ、現在も空き家は増え続けているものと考えられまして、完全に把握するのは困難でございますが、今申し上げた以上の数に上るのではないかと推察しているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

それでは、最初の質問、鹿島市の災害対策について一問一答で質問してまいります。

災害対策については、これまで多くの議員の方が質問をしておられます。さらに、項目も非常に多岐にわたりますので、ほかの議員の方があまり触れてこられなかった点を中心に質問をしていきたいと思っております。鹿島に住んでよかったと思っていただけるよう、何よりも市民の皆様の安心・安全が第一です。

初めに、地域の防災力アップについて何点かお尋ねをいたします。

避難所の開設については、その都度防災無線で放送がっておりますが、時々市民の皆様から、どこどこは今回避難所になっていないのかねとか質問や意見、要望を聞くことがあります。鹿島市内には指定避難所、指定緊急避難所が合わせて33か所あります。大雨や台風、地震などの災害の種類によって、それぞれ対応する避難所があります。また、災害の規模によって開設される避難所の数も変わってきます。市民交流プラザかたらいや市民体育館、中学校など、収容可能人数が大きい場所は大抵避難所になります。注意して防災無線の放送を

聞いていればよいのですが、聞けなかったという場合もあります。災害の大きさや種類等で避難所の開設についての基準などはないのか、どのようにして避難場所の開設を決めておられるのか、伺います。

○議長（徳村博紀君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

避難情報である高齢者等避難指示を発令した場合は、必ず避難場所を開設しております。開設場所につきましては、そのときの降雨量や降雨の範囲の予測、土砂災害警戒情報発表の可能性の有無など、気象台のウェブ会議やホットラインでの情報等により、災害の危険度に応じて開設する場所を決めております。開設場所のお知らせは、防災無線や防災メールあんあん、市の公式LINEでのひら市役所、テレビの防災情報、市のホームページで発信していますので、確認をお願いいただけたらと思っております。

なお、防災無線の屋内受信機には録音機能がついていますので、放送を聞き漏らしたと思われるときは録音を再生し確認をお願いしたいと考えております。

なお、先ほど申しあげました土砂災害警戒情報について少し話をさせていただきます。

今年5月23日から警戒情報の発表基準が見直されております。精度が上がっているということで聞いておりますので、警戒情報が発表されたときには災害の発生確率が今までよりも高くなると考えておりますので、早めの避難をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

これまで以上に災害に関することや避難所開設など、避難情報等に関してはいろんな媒体を通じて発信されるようになりました。身の安全を確保するためにも、早急な対策、対応が重要になってくると思います。

次に、気象の専門家で気象庁から委嘱され、自治体などへの災害対応の助言を行う気象防災アドバイザーについてお尋ねをします。

豪雨災害など頻発する災害の状況を考えますと、気象防災アドバイザーの役割が重要だと思えます。現段階では市町村単位での気象防災アドバイザーの配備は難しいと思えますが、鹿島市と佐賀県はどうなのか、専門家の配備状況について答弁をお願いします。また、今後鹿島市として気象防災アドバイザーを市の職員として採用する予定や関わりを持っていく予定があるのか、併せて答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

初めに、気象防災アドバイザーについて御説明いたします。

気象庁の資料では、気象防災アドバイザーとは気象予報士等に国土交通大臣が委嘱する気象防災のスペシャリストで、限られた時間内で予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える人材とされており、平常時は地域住民を対象とした普及啓発などを行い、非常時には避難情報発令について首長へ進言するなどを行うこととなっております。現在、市、県のほうで気象防災アドバイザーについては採用はありませんけれども、現在、佐賀気象台とは密な連携協力体制ができております。防災研修や自主防災組織の訓練などへの講師の派遣をいただいているところです。気象解説についても、こちらから電話をすれば丁寧に対応していただいているところです。避難情報発令のアドバイスについても、気象台と市でホットラインをつくり、警戒レベルが上がった際は適時情報を提供していただくこととなっております。

このように気象台との密な連携ができていますので、今のところ気象防災アドバイザーを採用することは考えていないところです。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

気象防災アドバイザーについては、気象台のOBも対象に加わって、47都道府県全てに1人以上の配備ができるようになっていくかと思っております。市区町村の単位で採用している地域もあり、地域の防災・減災の力を増すことにつながっていくかと思っておりますので、鹿島市としても今後ぜひ検討をしていただくよう要望いたします。また、市民への啓発や小・中学生の教育に生かしていくことも重要だと考えます。

次に、災害に対する市職員の研修の状況と市民への啓発について伺います。

気象防災アドバイザーによる市の職員や一般市民への講演について、また、市民への情報発信強化、例えば、市の公式LINEでのひら市役所等での啓発についてはどのように考えておられるのか、答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

まず、気象防災アドバイザーによる市職員や一般市民への講演につきましては、先ほども

御紹介しましたとおり、気象台から講師派遣に現在応じていただいておりますので、まずは気象観測の第一線で業務をされている気象台の職員にお願いをしたいと考えております。

次に、情報発信強化については、防災無線、防災メールあんあん、市ホームページに加えて、今年から市の公式LINEでのひら市役所でも配信しておりますので、ぜひLINEへの登録をお願いいたします。市民への啓発につきましては、6月号の市報に掲載しましたとおり、年1回は防災に関する特集記事を市報に掲載し、各地区の区長会での情報の共有、自主防災組織の訓練や出前講座による各種団体での防災研修などに職員を派遣し、情報提供や啓発活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。後ほど触れることとなりますが、防災メールあんあんですとか市の公式LINEでのひら市役所については、もっと多くの市民の皆様に登録していただき活用をしていただきたいと思います。丁寧な周知、説明等に努めていただきたいというふうに思っております。

そして、近年多発する豪雨災害の原因として注目されているのが線状降水帯です。発生すると河川の氾濫や土砂災害の危険性が高くなり、命を守る行動が重要になります。鹿島市は、本年度DXの推進を明確に位置づけをしました。避難につながる予測情報を早く正確に発表することは難しさも伴うと思いますが、デジタルの力を活用した予測の精度を向上させる取組について自治体としてどのように考えておられるのか、伺います。

○議長（徳村博紀君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

事前対応や避難情報の発令、つまり避難の判断を行う上で、大雨や台風の予測の精度が上がるのが一番大事だと思っております。以前から気象情報の精度向上には気象台のほうへお願いをしてきておりましたし、気象庁も理解をしていただき、気象情報の精度向上に努められております。

御質問の線状降水帯の予測については精度が上がり、今年5月28日から県単位での発表に変わっております。具体的には、今まで九州北部地方にと広範囲の発表であったものが、福岡県、佐賀県、長崎県にと該当する県単位での発表となりました。気象台からは今後も段階的に対象地域を狭めていく、段階的に情報の発表を早めていくとの説明がっており、今後も精度向上に努めていただくものと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

これまでは発生の可能性を伝える予測として、先ほど答弁ありましたように、九州北部地方とか東北地方など全国11ブロックの地方単位だったのが、これからは県単位へ対象地域を絞り込み、将来的には2029年頃の予定であると思いますが、市区町村単位へとなる見込みであります。線状降水帯を早期に予測し、命を守る行動が重要になってきますので、予測の精度を向上させる取組に期待します。

次に、新発想の防災フェーズフリーについて質問をします。

平時と非常時の局面、フェーズの垣根を取り払うフェーズフリーと呼ばれる新しい発想の防災が注目されています。日常と災害が発生した場合の両局面で役立つ商品、サービスを指すもので、備えない防災とも呼ばれています。徳島県鳴門市は、この考え方を踏まえた施策を推進、本年2月に総務省の防災まちづくり大賞の消防庁長官賞を受賞されました。

〔映像モニターによる質問〕

今御覧いただいている映像は、道の駅「くるくるなると」の中の様子です。激甚災害非常時のパンや乾パン、レトルト食品、カップ麺、飲料など豊富な備蓄食料品や日用消耗品が展示され、日常から防災意識を持たせる工夫が行われています。そして、こちらの映像ですが、こちらのほうは多世代が集まるコミュニティー機能を持った遊び場の空間であります。これが非常時には避難所となります。四国で一番大きいこの道の駅、徳島県鳴門市の「くるくるなると」、今年度の総務建設環境委員会の視察先の候補として提案をしているところです。

防災力の強化に向け、鹿島市でもフェーズフリーの考え方に立ち、被災者の生活再建に伴走型で支援する災害ケースマネジメントなどで平時と災害時をつなぐ地域の防災福祉の新たな仕組みづくりを推進していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

まず、議員もおっしゃいましたけれども、フェーズフリーの考え方についてですが、平時や災害時などの局面にかかわらず、平常時に役立つものがそのまま災害時に活用できるという考え方とされております。この考え方については、フェーズフリーということはなくても考え方としては今までもあったのではないかと考えております。例えば、交流プラザかたらいを整備する際には、災害時の避難施設になるように備蓄倉庫等を備えた施設として整備しましたし、東部中の改修の際にも避難施設の機能を充実させるという目的で備蓄倉庫を併

せて整備いたしております。また、昨年秋にオープンした市民文化ホールについても災害時の救援物資の保管場所になる構造となっております。そのほか、市民の皆様も今までの取組の中でそういう考え方はあったかと思っております。

ただ、フェーズフリーという考えにつきましても、自助、共助を考える上でも大切なことと思っておりますし、今後も続けていく必要があると思っております。今後はフェーズフリーという意識を改めてして、鹿島市の防災力の維持向上につなげていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

鳴門市は2020年から教育へのフェーズフリーの導入も進めており、幼稚園や小・中学校の教職員向けに研修会の開催や学校向けのガイドブックを作成するなどしています。例えば、小学校の速さを扱う算数の授業では、一般的な速さなどの例題ではなく、津波の速さ、到達の時間などを例題にして授業の中で津波の怖さを学んでおられるようです。学校教育現場としてフェーズフリーの考えを取り入れていく考えがあらわれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

御紹介をいただいておりますフェーズフリーという単語ですけれども、平常時と非常時の社会の状態にかかわらず、適切な生活の資質を確保しようとする概念として鳴門市において策定された「いつもともしもがつながる学校のフェーズフリー」というガイドブックにも記載がされておりました。本市におきましても、例えば、朝の会で自分の体調を説明したり、身の回りの整頓に心がける、放送を静かに聴く、係の活動に責任を持って取り組むなど、市内の小・中学校における日常的な教育活動は全てフェーズフリーの取組と言えることが、先ほど紹介いたしました、いつもともしもがつながるフェーズフリーの中にも書かれているようです。

また、本市におきましても、フェーズフリーの考え方を反映している教科書の採択を行っております。例えば、理科や社会におきましても、天気や川の流れ、あるいは大地の変化や政治の仕組みなどについて学習をして学んだ後、その学んだことを生かして災害時の防災について考える時間が設定をされています。道徳の時間におきましても、理解すべき道徳的価値について「天災は、わすれていなくてもやってくる」という防災に関する教材を通して学んでいるところでございます。総合的な学習の時間におきましても、ある学年では毎年学

習テーマを地域の防災としている学校もございます。そのほか、御紹介しました鳴門市と同じ文部科学省の学校安全総合支援事業を活用いたしまして、東部中学校校区のほうで平成30年度から2年間の指定を受けまして、東日本大震災の被災地で視察研修を行い、学んだことを発表、紹介するなどの取組も行っているところです。

今後も、日常の学校生活の取組が災害時等にも役に立つということをお子供たちに意識してもらえるような取組を継続していきたいというふうに考えております。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

このフェーズフリーという考え方、また利用の仕方など、これまで意識せずにやってこられたところもあると思いますが、これからもっと市民への啓発にも力を注いでいただければというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

視覚障害があられる方と先日お話をする機会がありました。災害時で一番困っていることは何ですかとお聞きしたところ、避難所と言われました。家は勝手が分かっているからいいが、避難所ではトイレに行くときなど大変なようです。歩く際につえをついて、つえをつくことで、ほかの避難者から眠れなかったと言われ、それ以降、避難所に行かなくなった方もおられるとも伺いました。避難所に行きたくても、それらの理由で今は行っていないということでした。視覚障害があられる方への災害時の行政の対応についてお伺いいたします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

視覚に障害があられる方への対応についてお答えいたします。

避難の際には御家族、支援者と一緒に避難していただくことを想定しておりますので、避難所までの送迎、避難所でのお世話などは御家族、支援者でしていただくことをお願いしております。障害をお持ちの方が避難所に避難される際に付添人の方がおられ、一緒に避難される場合はそのまま付添いをお願いし、何らかの理由で付添人が帰られる場合は、避難場所にいる職員で対応しております。避難所におきまして視覚障害者への理解を求めるとともに、視覚に障害がある方に限らず、障害をお持ちの方が安心して過ごせるように障害特性に応じた配慮をすることが大事と考えます。視覚に障害をお持ちの方が避難所へ来られた際には、全盲なのか、弱視があられるのか、障害の程度や、音声で情報を取得したいのか、拡大文字——大きく文字を拡大した形での情報を取得したいのかを受付時に確認しまして、必要な支援を把握することに努めたいと考えます。そして、避難所の説明、トイレなどの場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝えることが大事だと思います。必要に応じて個別に対

応するなど、最新の情報を確実に伝えるなど必要な支援、また、音声情報など音声情報だけで分かるような情報伝達、説明を行えるように配慮していきたいと考えます。

これから雨季を迎えますけれども、災害情報の伝達、避難行動支援に有用な防災メールあんあんへの登録、そして、鹿島市が進めますでのひら市役所公式LINE登録をお願いしたいと思います。その上で、避難所、あるいは避難所以外、どこにいらっしゃっても視覚に障害をお持ちの方には情報・意思疎通支援が何より重要となりますので、日頃から支援に携わっている関係者間で連携して、御本人様や御家族様等に対しまして防災無線、音声等による被害状況の提供について対応できるような体制を整えていくことが大事と考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

災害時など緊急の場合で、例えば、家族での支援を受けられない方、一人暮らしの方とか、あるいは御夫婦とも視覚障害があられるとか、そういった方、同行援護制度、この制度が利用できるのか、質問をいたします。

支援専門員の方とあらかじめ計画を立てるわけなんですけど、鹿島の場合は鹿島療育園の方が支援専門員になっておられますが、こういった災害の場合、緊急の場合に同行援護制度が使えるのかどうか、人によって、障害の程度によってとか、生活状況によって、月に40時間、あるいは50時間お持ちの方、それぞれあられると思いますが、こういった緊急の場合に特別に援護制度が使えるのかどうか。例えば、避難所まで同行していただく、そして、避難所での介助等も受けられることが必要ではないかなと思いますので、その辺のところどうなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えいたします。

同行援護の説明をしたいと思います。

同行援護とは、視覚障害者が外出時に利用できる障害福祉のサービス、自立支援給付の一つであります。自立支援法第5条第4項において規定をされているものでございます。移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際に、同行援護のサービス提供者が御本人に同行しまして、移動に必要な視覚的情報の支援、代筆や代読とかも含まれますけれども、また、移動の援助や排せつ、食事等の介護のほか、御本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものです。同行援護は、市が利用者の支給申請や利用計画に基づきまして、1か月単位で利用時間、支給量の決定を行っております。議員がおっしゃられます緊急時や

災害避難時の移動にも利用可能ですので、支給決定を受けた上で同行援護のヘルパーを派遣している事業者と契約しまして、利用については事業所や、先ほど言われました支援専門員の方に御相談いただければと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。

それから、手話学習会に参加したときのことです。聴覚障害があられる方々がパネラーになり、職場や学校での困り事、飲食店での困り事など、様々なケースでこれまで大変だったことや困ったことをそれぞれ発言されました。その中で私が一番大変だなと感じたのが、災害時の困り事でありました。視覚や聴覚に障害があられる方は、健常者の何倍もの不安があられると思います。鹿島市のほとんどの世帯に設置をされています防災無線戸別放送受信機ですが、聞こえにくい人や聴覚障害の方々への配慮で、文字情報を兼ね備えた防災無線がある自治体があります。

〔映像モニターによる質問〕

伊万里市や唐津市など、その対応をされているとのことでしたので、唐津市役所へ出向き、危機管理防災課の係長と主査の方から説明を受けてきました。今映像に映っていますのが一般家庭に支給されているラジオ付きの普通のタイプです。鹿島市は壁や柱に設置型ですが、こちらのほうは持ち運びができるようなタイプであります。地域の情報なども流れてくるようです。電池と電源コンセントに接続するアダプタータイプの2電源方式ですが、常に情報の電波を感知しているということですので、電池だと三、四日しかもたないということでありました。

こちらのタイプは避難行動要支援者の方、いわゆるちょっと聞こえにくいような方が申請をされて、市長が認めた方々がお持ちのタイプになります。このように、緊急時や災害発生時は赤のランプで点滅し、お知らせをします。聴覚障害があられる方、聞こえにくい方も、この点滅ではっと気づくことができます。こちらのほうが下の台座のところには大雨により土砂災害の発生とか、文字がテロップで流れるようになっております。このタイプの受信機は2,000台強ということでしたので、約2,000世帯の方がお持ちだということになります。唐津市の世帯数が約5万2,000世帯と聞いていますので、およそ4%弱、3.8%くらいが対象の世帯です。鹿島市に当てはめると約400世帯がこの対象になるのではないかなというふうに思います。聞こえにくい人や聴覚障害の方、避難行動支援者の方への対応についてDXを活用した部分とかあると思いますが、行政の考えをお聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

現在の屋内放送設備に文字情報を表示する機能を追加ということは、機能的に難しいかなと思っております。ただ、そのほかの方法として、今、議員御紹介のとおり、電波等による放送受信機の設置ということが考えられますけれども、この場合、戸別受信機はあくまでも無線となりますので、鹿島市の地形、それから建物の構造により、電波状況が問題となってまいります。設置できる場所が特定される家だったり、あと、ほかの部屋に避難をしようと思ったときに受信機を持ち運べなかったり、また、持ち運んでも電波が届かないというケースも考えられますので、そこら辺は検討しての導入を考えなければならないと思っております。

ただ、現在考えている方法としましては、持ち歩ける携帯電話での情報発信が一番と考えております。先ほどから出ております防災ネットあんあんや市のホームページ掲載、公式LINEでのひら市役所による情報発信を行っているところでございます。防災ネットあんあんとてのひら市役所は、最初の登録や設定は必要ですけれども、一度登録をしておけば、非常時には鹿島市独自の避難情報や通行止めの情報、水道や下水道のライフラインの情報など災害対応状況を文字情報で確認できますので、聴覚に障害をお持ちの方が災害時における情報を確認できるように登録案内に努めていきたいと考えております。

最後に、パソコンや携帯電話以外でも、テレビの文字放送、Lアラートで主な防災情報が流れていますので、そちらのほうも確認をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。今、スマホとかインターネット等でもいろんな便利な時代になりましたので、これからは例えば、福祉課とか、総務課とか、この縦割りではなくて、やっぱり横串でしっかり市民に寄り添っていただければというふうに思っております。

先ほど御紹介ありました防災ネットあんあん、また、てのひら市役所について、ケーブルテレビを御覧いただいている方でまだ登録をされていない方もいらっしゃると思いますので、この登録方法や利便性について簡潔にポイントを絞って説明をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

まず、防災ネットあんあんの登録についてです。防災ネットあんあんということで、携帯電話のほうから検索できるアプリを開いていただきまして、防災ネットあんあんと入力していただければ画面が変わっていきます。その中でアプリをダウンロードというところがありますので、アプリをダウンロードしていただきたいと思います。その後、ダウンロードしましたアプリを一度起動していただいて、利用規約への同意、プッシュ通知の許可等を選択していただいて、最後に受信したい項目を選択して登録終了というふうになります。

ただ、気をつけていただきたいことは、受信項目の選択のところでも市町情報で鹿島市というところを選択しないと鹿島市独自の情報が届きません。ですので、必ず市町情報というところの鹿島市からの受信をオンという選択をしていただきたいと思っております。

それから、てのひら市役所のほうにつきましては、検索のほうから鹿島市のてのひら市役所ということで選択をして、あと画面に従って登録をしていただく形になりますので、よろしく願いいたします。

すみません、今の説明で分からない方につきましては市役所のほうに問合せをしていただきたいと思います。防災ネットアプリあんあんににつきましては総務課、それから、公式LINEのほうについてはDX推進室のほうに連絡をしていただければと思います。よろしく願いします。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

ありがとうございました。今答弁いただいたように、防災ネットあんあんですとか、てのひら市役所、このてのひら市役所については市報等でも何度も御案内がありますが、先ほど御紹介いただいたように、登録の仕方が分からないという方は、お気軽に市役所のほうに来ていただければしっかり職員が対応していただけるということでしたので、よろしく願いいたします。

このようにデジタルの力を活用して、これまで以上に災害など緊急時の情報も入る手段や方法が増えてきました。多くの方に登録をしていただき、便利に、そして快適に活用をしていただければというふうに思います。

以上で1項目めの鹿島市の災害対策について質問を終わります。

続きまして、2項目めの質問であります増え続ける空き家対策について、一問一答で質問をしてまいります。

近年多発している災害の関連からも、放置された状態の空き家がいかに危険であるか容易に想像できます。最初の総括質問で空き家の状況、判定別戸数等について答弁をしていただきました。空き家問題の深刻化を受け、空家等対策特別措置法では、倒壊の危険性があるなど周囲に悪影響を及ぼす空き家は市町村が特定空家と認定し、立入調査や所有者に対する撤

去、修繕の指導、勧告、命令を可能としています。鹿島市においても協議の場として令和4年度に鹿島市空家等対策協議会を設置し、これまで協議会が5回開催をされ、先日の6月4日には6回目となる令和6年度の第1回協議会が開催をされております。

所有者不明や所有者となかなか連絡が取れないなど、前に進まない困難な多くの課題があるのも事実です。これまでの協議会の内容、取組も踏まえていただき、早急に対策を講じていただきたいのが老朽化による倒壊のおそれがある空き家です。この対策についてお聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

鹿島市では令和4年度に空き家実態調査を実施するとともに、鹿島市空家等対策協議会を設置しまして、各分野の委員の皆様から専門的な視点に基づく御意見をいただきながら、鹿島市空家等対策計画の策定や特定空家の認定に伴う協議を行ってきたところでございます。

これまで6回にわたる協議を重ねまして、昨年度は空き家適正管理のためのガイドブックの作成や特定空家の認定を行ったところでございます。市が特定空家等として認定した空き家につきましては、法に基づきまして所有者等に対して助言、指導を発付し、改善を求めてまいりました。その結果、昨年、解体まで至ったケースもございます。所有者不明や相手からの反応がないなど前に進んでいない難しい案件もありますが、現在も粘り強く調査、交渉を行っておりまして、解体に向け取り組んでいきたいと考えております。

また、こうした倒壊のおそれがある空き家の対策としまして、今年度新たに鹿島市空家等対策総合支援事業を創設いたしました。その中に空き家の除却支援についても補助制度を設けましたので、これらを活用し、対策を加速させていきたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

今、部長のほうから答弁をしていただきましたけれども、今年度から鹿島市空家等対策総合支援事業を創設し、そのメニューの中に空き家の除却支援事業を設けていますとの答弁がありました。この空き家の除却支援事業について、具体的な支援の中身について答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

これまで移住・定住促進の目的で空き家活用事業助成を実施してまいりました。今後増え続ける市内の空き家の適正管理及び利活用可能な空き家の有効活用や老朽空き家、危険空き家の解体を総合的に支援し、適正管理、活用、解体の3つの柱で対応するため、鹿島市空家等対策総合支援事業を創設し、取り組んでいきたいと考えております。

お尋ねの空き家の除却についてですが、まず1つ目が、空き家の除却の補助としまして、老朽空き家の解体を促進するために空き家の解体費用の一部を補助するというものです。対象となる経費ですが、空き家を解体、除却する費用として対象経費の10分の1で上限は100千円。次に、危険空家等除却補助としまして、危険空き家の解体を促進するため空き家の解体費用の一部を補助ということで、対象となる経費は空き家を解体、除却する費用として対象経費の2分の1で上限500千円としております。補助の要件としましては、鹿島市の空き家台帳に登録されている物件、あと空き家バンクの登録も同様なんですけれども、それと、住所地における税の滞納がない方、個人、それと、その他要件につきましては、事業実施要綱に別途定めております。詳しくは建設住宅課のほうに問合せいただければと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

この空き家、危険な空き家が増える一方で、こういった除去に対する補助がありますので、こういったのをもっと周知していただければというふうに思っております。

放置された空き家は、様々なリスクが生じてきます。人の住まなくなった空き家は傷みやすく、立ち木や雑草の繁茂による景観悪化のほか、不法侵入や不審火、野良猫の出入りや害虫などの発生も心配をされます。児童や生徒が通学途中で事故などに巻き込まれないか危惧もします。景観の悪化など、悪影響を地域に及ぼすおそれのある空き家対策についても答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

建物以外の部分でも敷地内に立ち木や雑草が生い茂る、ほかにもごみの散乱による景観悪化、小動物や蜂の巣の発生など、これらが通学路に面した場所にある空き家もございます。これまでも地元や近隣住民の方から相談があった場合は、私どもが現場に出向いて確認を行いまして、建物所有者に対して適正管理をお願いする文書を発出するなどをしております。また、通学路等にある空き家で危険な箇所、所有者の方をお願いしても適正な措置がなされていない空き家につきましては、市の条例により緊急安全措置を講ずることとしておりま

して、侵入防止のためのコーン設置や児童への注意喚起のためのテープを設置するなど、応急的な措置を講じているところがございます。

また、昨年末、空家法が一部改正されまして、管理不全空き家という定義が加えられました。これは特定空家になる前、このまま放置すれば特定空家になる状態の建物でありまして、法改正によりまして、これらも法に基づき指導や勧告が可能となりましたので、今後より一層の対策強化を図ってまいりたいと考えます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

危険な空き家とか倒壊の可能性がある空き家の一方で、現状のまま活用できる空き家、あるいは多少手入れをすれば十分に住宅として活用できる空き家も数多くあります。有効利用に向けて、入居希望者に物件情報を提供する空き家バンクをこれまで以上に強力で推進していただきたいと思っております。

初めに、現状の空き家バンクの登録と活用状況についてお聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

空き家バンク制度は平成19年度より開始してきました。これまで登録された物件数は令和5年度末で147件、売買や賃貸での成約件数は111件となっています。

なお、令和5年度中は登録物件数が20件で、成約件数は15件となっています。制度創設以降、現在まで市内宅建協会とは定期的に意見を交換しておりまして、空き家情報の収集やバンクへの登録促進に努めているところがございます。また、登録した物件につきましては、速やかにホームページに掲載し情報発信を行っているところございまして、今年からは市の公式LINEでのひら市役所からも検索が可能となりましたので、まだまだ改良の余地はあると思います。このようなSNSを通じた情報発信にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

空き家を住居として有効に活用していただくためにも、低所得者や高齢者など住まいの確保が困難な人へのセーフティネットを強化して活用されやすい仕組みを検討すべきであると思いますが、いかがでしょうか。増え続ける空き家利活用が可能な空き家をもっと有効に活用することができないか、最近特にそのように思います。今後どのように進めていかれる

のか、併せてお聞きいたします。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

低所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者へのセーフティーネット対策としましては、まずは公営住宅への入居を御案内しております。鹿島市には市営住宅、県営住宅合わせて520戸の公営住宅がありまして、またこれとは別に古枝、中村の定住促進住宅が135戸ございまして、まずはこちらを優先的に案内しております。現在、入居待機者もなく空き部屋もございまして、セーフティーネットとしてある程度充足しているものと考えております。

また、佐賀県内ではほとんど実績がございませんが、民間賃貸住宅を登録していただき、要配慮者の方々へ提供する制度もございまして、こうした制度の活用も考えられますが、市としましては、本年度より創設しました鹿島市空家等対策総合支援事業の中に空き家を有効に活用するための空き家購入支援事業を設けました。この制度は、増え続ける空き家を適正管理、有効活用、解体の3本柱で行っているものでございまして、まずはこの制度を周知し、有効に活用することで空き家の軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

今答弁していただいたように、今年度から創設された鹿島市空家等対策総合支援事業のメニューの中に空き家購入支援事業が設けられているということでありましたが、具体的には、この空き家バンクに登録した物件を購入した場合に限ると思うんですが、購入した場合の支援、特典内容について御説明していただけますか。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

先ほども申しましたが、これまで移住支援対策ということで取り組んでまいりましたが、これは市外から転入された方に補助を行ってまいりました。今年からは空き家対策としまして市内外問わず御利用可能となります。空き家の活用としまして購入補助、これは空き家への居住、または活用を促進するため、市内の空き家購入に要する経費の一部を補助。補助対象になる経費につきましては、家屋、土地を含む購入する費用として対象経費の10分の1、上限300千円。続きまして、空き家の改修補助としまして空き家への移住、または活用を促

進するため、市内の空き家を改修する費用の一部を補助ということで、補助対象となる経費は生活に支障を来す箇所の改修に要する経費としまして対象経費の5分の1、上限200千円ということで創設しております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

今回、空き家対策ということで質問しましたけど、同時に空き店舗も増えております。やっぱり空き店舗、あるいは空き家をどんどん活用して地域を活性化するという事は非常に大切なことだと思っております。親と子供が離れて暮らす家族が増えて、親が高齢者施設、介護施設に入居したり亡くなったりしたことを契機に、実家が空き家になるケースが増えていきます。家を相続する可能性があれば、親などの関係者と、持ち続けるのか、手放すのか、除去するのかなどを事前に話し合っておくことも大切だと思います。放置される期間が長ければ長くなるほど老朽化も進み、売却や賃貸も難しくなってしまいます。市民の皆様のそうした相談や悩みなど窓口での対応をこれまで以上に強化し、周知にも努めていただきたいことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で6番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をします。11時30分から再開いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

皆さんこんにちは。3番議員の笠継健吾です。せんだって、15日、16日の土曜・日曜日に、中木庭ダム周辺でアジサイまつりがありました。両日とも大変天気がよくて、2日目は冷たい、清涼感のある風も吹きまして、非常にすがすがしい一日となりました。大勢のお客様が来所されました。

中木庭ダムは湖面が一望できて、そして、その上の空気は清涼感があって非常にすがすがしいところです。皆さんも、もし天気のよい日があったら、来場されてリフレッシュをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、今回は大きく4つの件についてお伺いをいたします。1つ目はふるさと納税の取組について、2つ目は予約型のりあいタクシーについて、3つ目は学校休日の部活動から

地域移行の状況について、4つ目は公共施設使用料についてであります。

1つ目のふるさと納税の取組については、まず、寄附金の状況、返礼品の状況をお答えください。

2つ目の予約型のりあいタクシーについては、昨年10月より路線バス廃止とともに予約型のりあいタクシーがスタートいたしました。乗車実績はどうでしょうか。1台のタクシーの平均乗車人数は何人でしょうか、教えてください。

3つ目の学校休日の部活動から地域移行の状況については、取組の状況について教えてください。

4つ目の公共施設使用料についてですが、鹿島市では多くのスポーツ活動が行われていますが、ほとんどが市の施設を利用されています。その中で、施設の使用料が負担にならないようにできないかとの多くの声を聞きますが、そのことについてどう考えるか、お伺いをいたします。

あとは一問一答でお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

それでは私のほうからは、まず1点目、ふるさと納税の寄附額、また返礼品の状況、2点目の予約型のりあいタクシーの状況ということでお答えをいたします。

まず1点目、本市のふるさと納税の実績ということで、過去5年間の寄附額、また返礼品の状況についてお答えをいたしたいと思えます。

寄附額の状況につきましては、年度、件数、寄附額の順で申し上げます。令和元年度、約3万1,000件、約629,000千円、令和2年度、約4万件、710,000千円、令和3年度、約4万4,000件、約754,000千円、令和4年度、約3万件、約533,000千円、令和5年度、約5万1,000件、金額約1,072,000千円となっており、令和5年度につきましては、初めて10億円を突破したところでございます。

次に、返礼品の状況についてでございますが、令和5年度の返礼品の数は1,415品目、事業者数は100社となっております。人気がある返礼品につきましては、野菜の詰め合わせ、牛肉、豚肉、ノリ、ミカンといった状況となっております。

また、令和6年度、現在の寄附額の状況について少し御紹介をいたしますと、4月は約40,000千円、5月につきましては約44,000千円となっております。昨年の同時期と比較をいたしますと、それぞれ約1.6倍、約2倍と昨年を上回っておる状況ではございますが、昨年は制度改正による駆け込み需要もございましたことから、安心することなく、今後も推移を慎重に見ていく必要があると思っております。

次に2点目、予約型のりあいタクシーについてでございますが、議員おっしゃるのは多分、

能古見地区の分だと思しますので、能古見地区の利用状況につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、予約型のりあいタクシーの導入の経緯について少し御紹介をさせていただきたいと思えます。

自動車の普及、また人口減少などによりまして路線バスを利用する方が減少し、路線バスの維持が困難となって、減便や廃止となった地域の移動手段を確保するため、路線バスの代替手段として予約型のりあいタクシーを北鹿島地区、古枝地区、能古見地区の3つの地区で導入をいたしております。

能古見地区につきましては、平成29年10月に広平線、平成31年4月に山浦線、令和5年10月に大野線、平谷線とエリアを拡大しているところでございます。

能古見地区の利用者の状況でございますけれども、平日、月曜日から金曜日にかけて、能古見地区から市内に行く行きが3便、鹿島地区から能古見方面に戻る帰りの便が2便の1日5便の運行があります。令和5年度につきましては、月平均利用者数7.22人、1便当たりの平均乗車人数は1.1人となっております。令和6年度につきましては、月平均利用者数は139人、1便当たりの平均乗車数は1.7人という状況になっております。

私のほうからは以上となります。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

私のほうからは、学校部活動の地域移行の取組状況についてお答えをいたします。

鹿島市では部活動検討委員会を設置いたしました、令和4年度に設置をしたわけですが、4年、5年の間に年3回ほどの検討委員会を開催いたしております。

委員の構成としましては、学校の校長先生、PTA会長、体育主任の先生など、それから、生涯学習課、教育総務課の行政職員に加えて、スポーツ協会、地元の事業者さんのほうにも参加をいただいているところでございます。

昨日も釘尾議員の御質問の中でお答えしたんですけれども、当初の国の方針がありましたが、なかなか難しいということで、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すという方向で鹿島市としても取り組んでいるところでございます。

令和4年度の検討委員会におきましては、実際の部活動の現状、この辺の情報共有と申しますか、共通理解を深めました。それから、地域移行に関する児童・生徒、保護者の方へ周知をどうするかということ、それから、地域移行した際の指導者の研修等がどうなのかということについて協議を行っています。

令和5年度につきましては、地域移行に関する周知のためのチラシの内容等について協議をし、それから、現在、合同部活動を実施しているクラブがありますので、それについて、

あるいは、その部活動そのものを拠点校方式でどうするかという実施について検討を行っております。また、拠点校方式での実施の部活動の拡充、これを今後どうしていくかということについて検討をいたしております。

令和6年度につきましては、先ほど申し上げた拠点校方式の部活動が今後どうなっていくかということ、それから、地域移行が検討できる部活動と指導者の方がどういうものがあるかということ、それから、休日、学校の先生に限らず、地域の方にどのように御協力いただくかということについて検討していきたいなというふうに思っているところでございます。

本市としましては、合同チーム、あるいは拠点校方式で活動していく部活動を増やしていったり、また、外部の指導者による活動を増やすための試みを検討するなどいたしまして、できるところから取り組んでいる状況でございます。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

生涯学習課からはスポーツ施設の使用料について答弁いたします。

市内体育施設につきましては、毎年延べで約25万人の市民の皆様に、健康増進やスポーツの振興を目的として利用していただいております。

スポーツ施設の使用料として、年間で約9,500千円を市民の皆様からいただいているところです。利用状況にもよりますが、1人1回当たり平均で40円から50円お支払いいただいているところです。

これに対しまして、スポーツ施設の光熱費、清掃費、人件費、修繕費等の経費としての歳出が年間で約80,000千円となっております。

また、多くの施設で老朽化が進んでおまして、毎年40件程度の修繕を行っているところでありまして、市民の皆様が快適に御利用いただけるように施設維持に努めているところでございます。

次に、施設の使用料についてですが、近隣市町と比較をしてみますと、体育館全面使用時の料金が、鹿島市は1時間当たり530円、鹿島市以外の市町は、同じ条件で600円、1,200円、2,100円、2,200円となっており、鹿島市の使用料金は近隣市町の中では一番安い状況となっております。

次に、減免についてですけれども、条例で規定をしておりますように、市が主催する行事で使用をするときは全額減免となっております。

次に、教育委員会が公益上、特に必要があると認めるときは半額減免となっております。

具体例としましては、県民スポーツ大会に出場される選手が強化練習をされるケースとか、SAGA2024の大会会場となるようなケースは全額減免となります。また、総合型スポーツであるスポーツライフ・鹿島のクラブメニューとして広く市民に募集を行い活動されているクラ

ブについては半額減免としております。

なお、減免につきましては、近隣の市町についてもおおむね同様の内容となっており、市町主催事業や教育委員会主催事業については、全額、または半額減免、社会教育関係団体の主催事業で半額減免にしている自治体もあるようです。

以上のように、体育施設の維持経費は増加傾向にある中、使用料は低額な利用料金設定としており、条例についても他の市町と同様な条件となっております。

このような現状を御理解いただき、今後も市民の皆様に御利用をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

それぞれありがとうございました。

それでは、ふるさと納税寄附金についてお伺いをいたします。

先ほどの答弁で、5年度は10億円を超えましたと。これは令和7年度に掲げた目標が既に達成されたというふうなところでございます。御努力に大変感謝をいたしたいと思っております。

これは令和4年10月ぐらいに、ふるさと納税のやり方を委託業者に委託するというふうなことになって、そして、件数が5万件ぐらい、そういった状況になりますので、大手の委託業者に任せるしかないというところでやっておられると思っております。

先ほど、4月は40,000千円、5月は45,000千円という、12を掛けると5億円ぐらいにしかならんという感じになりますが、これは例年のことであって、前年より1.5倍ぐらいであるというところで、4・5月がやっぱり少ないというイメージがあります。

例えば、盆、正月にそういったものを購入されて人にやるとか、そういったところがあるかと思いますが、取りあえず1.5倍いつているので、そうすれば15億円ぐらいにはなるという感じがいたしますが、しかしながら、県内20市町の中では、令和3年度、4年度だったですか、16位か17位だったですね。いわゆる後順位であると、まだまだやればちゃんとできるんじゃないかという気持ちがいたします。

令和5年度の寄附の件数が5万1,000件ぐらいということで、委託業者との対応の中ではうまくいつていると思っておりますが、市は委託業者とどういった関わり方をやっているかということをお教えしてもらっていいですか。

○議長（徳村博紀君）

山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

委託業者の業務の関わり方ということでお答えをいたしたいと思っております。

議員おっしゃるように、ふるさと納税業務につきましては、令和4年10月から一括委託ということで実施をいたしております。

ふるさと納税に関する業務の対応につきましては、委託を行う前までは、寄附者や返礼品提供事業者へのきめ細かな対応を図るためということで、ポータルサイトへの掲載、また、受発注処理、寄附者や事業者への対応などの業務を市の直営で取り組んできたところでございます。その後、ふるさと納税のさらなる推進ということで、広告力、また企画力など専門的な知識を有する業者へということで委託を行っております。

この委託業者との市の役割分担ですけれども、委託業者のほうでは寄附の受付、返礼品の発注、それとポータルサイトの管理、また寄附者等の対応ということで行っていたいております。

市のほうでは、委託業者から提案がありました返礼品の承認であったり登録、また、各種委託料の支払い、ワンストップ特例申請の受付等を行っているところです。

また、システム等で寄附の状況でありますとか、返礼品の在庫状況の確認などは市のほうでも随時行っているところでございます。

また、業務の円滑な実施、さらなる推進のためということで、委託業者のほうとは毎月1回は定期的な打合せを行うとともに、寄附者への問合せ、また返礼品の発送状況確認などの対応につきましても、ほぼ毎日のように協力しながら対応に当たっているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

10億円ということが達成されて、委託業者との関係性もそういったところできちんとできているということであろうと思います。

それで、市がしっかりやっているところというのは、委託業者からこの返礼品はどうでしょうかと言われて、そこら辺を確認して、そのところをきちんとやっている。

ふるさと納税の寄附金というのは、やはり返礼品によって寄附をされるかされないかというようなことになると思いますので、そこら辺は、鹿島市が思うところは、これは不足しているんじゃないかと委託業者に言って、そういったのを積極的に言わんばいかんと思います。

それで、先ほど品目が1,415品目で、100社ぐらいということで非常に多いというふうに思いますが、そういったふるさと納税をする方たちというのは、ふるさと納税という名のごとく、鹿島市がふるさとである日本全国に居住していらっしゃる多くの方々がふるさと納税をされるときは、まず鹿島市を確認されて返礼品を確認される。そういった納税をするポイントというのはどこかという、最終的には返礼品目であるのが大きな点であります。この返礼品目が鹿島にないと、次も鹿島でふるさと納税をしたかったけど、返礼品がなかけん、よ

そを見らばしょんなかというふうになってくるのは当然であります。

そういったことで、返礼品をきちっと不足のないようにしておくというのが、やはり鹿島をふるさととして行っている方々に対することだと思います。

そして、そういった方々にきちんとお知らせをしていく、行政に限らず、一般も含めて、官民一体となって、そして、自分の知人、親類、そういったところに電話とかしていけば、はるかに大きくなって来るかなど、そのためには返礼品をきちんとせんばいかんというふうに思います。

その返礼品の充実のことについてどういう考えがあるか、教えてください。

○議長（徳村博紀君）

山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

返礼品の充実についてということでお答えをいたしたいと思います。

議員おっしゃるように、返礼品の充実はふるさと納税のさらなる推進に向けた大事な取組の一つであると考えております。

返礼品充実に向けた取組につきましては、市と委託業者で検討を行いながら、委託業者のほうで返礼品提供事業者へ定期的に訪問し、協議を行っていただいているところでございます。

先ほど申しましたとおり、返礼品の数につきましては、令和4年度末で1,191品目でありましたが、令和5年度末には1,415品目、事業者数についても、同様に85社から100社というように増加充実に努めているところでございます。

今後も委託業者、返礼品提携業者と連携しながら返礼品の充実に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

返礼品の充実については、委託業者といろいろ考えながらやっているということですが、鹿島で返礼品が一番出ているのは、野菜とか、そういったものの詰め合わせセットを1か月に1回、2か月に2回送るというのが50%を超えているというようなことを聞きましたが、やはりこういったことについては鹿島が弱いところ、そういうのはきちんと品目を考えてやっていかんばいかんと思うわけですね。

それで、1番が野菜のセットやったですが、次が肉やったか、肉が20%ぐらいやったですね。それで、通常考えると、肉とか、そういったものを返礼品として求めるというのが多いかと思うわけです。

それで、こういった委託、私は肉が少ないと思っています。その肉の製品は、鹿島から取

るばかりじゃなくても構わないと、要は佐賀県内で取れるものであればというふうなことを聞いておりますが、ふるさと納税で、鹿島の品目として肉の製品を多くすればというふうに思いますが、どう考えますか。

○議長（徳村博紀君）

山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

返礼品の肉の取扱いについてということでお答えをいたします。

返礼品の肉、牛肉の取扱いにつきましては、市内に事業所がある精肉店から出品をいただいておりますが、昨年、市内で飼育されている事業者からも返礼品提供事業者として登録をしていただきましたので、牛肉の品目も増えているところでございます。

ここで、返礼品の充実並びに今後の推進に向けて現在検討している新たな取組について、3つほど御紹介させていただきたいと思っております。

ふるさと納税のさらなる推進に向けては、やっぱり鹿島を知ってもらおうというのが大事ということで、1つ目に情報発信、それにつきましては、出版社と連携した鹿島市のPRをやっていく、また、リピーター獲得のためにダイレクトメールを送る、また、インフルエンサー等を活用した返礼品、鹿島市の魅力に努めていくということを検討いたしております。

また、2つ目には事業者開拓ということで、鹿島の商品を選んでいただいたときに、たまたまその商品が欠品であったといった欠品による機会損失を減らすということで、伸び代がある返礼品のでこ入れということで事業者の開拓を行っていこうと考えております。

それと3つ目に、今年、鹿島市は市制施行70周年の年であります。この記念の年をテーマに特別感を出す特設サイトができないかということで、現在、業者のほうとも話を進めているところでございます。

いろんな取組を進めながら、ふるさと納税の推進に向けた取組をしていこうということで考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

3 番 笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

先ほど肉製品を多くすればいいんじゃないかと申しましたところ、肉の業者さんを登録していただいたということで、ああ、よかったなと思います。このことは返礼品でも非常に重要な点だと思います。不足のないようによくお願いをいたします。

もう一つ、ちょっとお願いしたいんですけど、生産者ですか、事業者ですか、100社、これの資料をいただきたいと思いますが、よろしいですか。後でよかです。

○議長（徳村博紀君）

山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

お答えをいたします。

事業者100社のリストということになるんでしょうか。事業者名を含めて、ちょっとどこまで、事業者努力のところもありますので、その中身についてはちょっとこちらのほうで検討させていただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

ふるさと納税寄附金の増加策は、松尾市長も重要案件と捉えられているということは常日頃の言動により分かっております。市長の令和6年度に対するその思いを聞かせてもらっていいですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

このふるさと納税は、鹿島のまちづくりに対する貴重な財源でして、地場産品の販路拡大、それから鹿島市の魅力発信など、地域の活性化に向けた重要な取組であるというふうに認識をいたしております。

午前中の質問の中で、いろいろ質問されましたが、今まで直近5年間、ふるさと納税は順調に伸びてきて、令和4年度に落ち込みました。やっぱり令和4年度の当初から少し鹿島市に対するふるさと納税が減ってきたということで、事業を業者に委託するというような形を取り、令和5年度は10億円を超えるような寄附をいただいております。

こういう寄附というのはそれぞれの取組努力がやっぱり一番大事だというふうに思っています、先ほど20市町の中で、それでもまだ17番ぐらい、16番ぐらいということで、まだまだほかの自治体からすれば伸び代もあるんじゃないかなというふうに思っておりますし、かといって、鹿島でそういうふるさと納税の商品がないかといえば、そうではありません。100業者ぐらいいらっしゃいますし、鹿島はふるさと納税の品目については非常に多いとい

うふうに思います。そういうことを有効に活用しながらやっていかなければなりません。

もう一つが、鹿島にほかの地区から来られた方が、鹿島は非常に自然が豊かですばらしいところですよという話もされます。そういうことを考えますと、品物じゃなくて体験的なもの、例えば、唯一無二の潟で遊ぶガタリンピックがありますね。ああいう潟体験をしたりとか、農家民泊であったりとか、そういう体験型のふるさと納税というのも返礼品として考えていきたいというふうに思っております。

あともう一つが、私もいろんなところに出向かせていただいております。佐賀県人会であったり、東京に出張であったり、そういう折々に鹿島のアピールもしておりますし、東京とか福岡に行くときには、ふるさと納税の担当者を連れて鹿島の酒を売り込んだり、ノリを売り込んだりしております。そういう場所に行ったときに非常に評判がいいんですね。大阪に行ったときには、試食用のノリを皆さん方に食べていただきましたが、このノリはどこに売ってあつとですかとか、どこに行けば買えますとか、今ここで注文さるつとねとか、そういうふうない話をいただきます。やはりそういうふうに私自身がいろんなところに出向いてトップセールスをするというのも、ひとつ頑張っていかなければいけないことだと思っております。

あと、先ほども話があったように、情報発信です。ふるさと納税のポータルサイトで見せ方、ある意味これはよそとの競争です。鹿島市のポータルサイトを見たときに、よそとどうであるのかというのが、ふるさと納税の寄附者の思いですので、鹿島にはこんなものが、いいのがあるというのをやっぱり見せ方としてちゃんと示さなければいけない。そのことで今鋭意努力をしているところでありまして、こういうもろもろのことを併せて、ふるさと納税、さらに皆さん方から御寄附をいただくように頑張っていきたいと思っております。

今年が10億円ですので、その次はというような話にもなりますが、あんまり数字ばかり先走りしても大変ですので、努力をした先に、ふるさと納税の返礼品の額が決まってくるというふうに思います。

今年度もしっかりと皆さん方の思いを受け止めて、職員と一緒に、このふるさと納税の推進を進めていきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

3 番 笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

ありがとうございます。市長もお金がなければ動けないと、自分がやりたいと思っていることも動けないというふうなジレンマがあると思います。なかなかですね、お金がたっぷりあると動けますよ、しかし、こういったことで動けない。

それで、このふるさと納税というのは唯一の財源確保というか、今考えてみれば、そうそうお金が来るというのはないですね。ですから、鹿島にとっても、どこの市町にとっても財

源を増やすときのチャンスですけど、このふるさと納税については力を入れていかんばいかんというふうに思います。

挑戦というふうなことを言われましたけど、やはり公共団体といえども、チャレンジですね、チャレンジ精神、その場によってはチャレンジせんばいかんということで、そういった目標をしっかりと掲げて、2倍にすれば20億円、そういったところを掲げれば、市民も何かやっとなるばいね、やるばいねというようなところで、そしたら市民も協力せんばいかんたいとなります。

先ほど言っていたように、各家々には、佐賀県以外に出た親類、知人、友人、いっぱいいらっしゃると思います。そこに納税をされる方については呼びかけをしていただくという、官民一体というところでやっていけば、やはりその目標は、先ほど17位というようなところだったので、20市町で17位というのは、まちっとせんばいかんばいと。倍になせば20億円ぐらいに、10位以内に入ろうだいというふうなところで考えていただいて、民間というのはそういった挑戦で、20市町あれば半分以内ぐらいいかんばいかんと、そいぎ10億円を20億円ぐらいせんばいかんというふうなことは頭にあられると思います。

それで、そういったことも発しながら、そしてこれを増やしていくと、そしてやりたいことをやるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、予約型のりあいタクシーについて、先ほど説明がありました。

1日平均、1台平均1.7人ぐらい、それぐらいでしょう。大型の車で9名乗りと、運転手さんまで併せて10名というような感じですよ。1人、2人だったら普通のタクシーが行きますよということでもあります。

そういったことを踏まえて、再耕庵タクシーの人に会ったんですが、それで言われたことは、のりあいタクシーの乗車は今増えてきていますと言われました。乗務員の確保が大変ですよと言われていました。のりあいタクシーも浸透してよかったなあと思いましたが、高齢者の方からはいろんな意見があります。

まず、よい点は、家まで来てくれて家まで送ってくれるという点がすばらしいというふうに思います。悪い点は、降りる場所がかちっと決まるとって、そこしか降りられんということで、これは道の広かところのあっぎ、そこに止まってよかろうもんというふうなことなんですよ。

その方のお話をしますと、自分は月1回、のりあいタクシーが通る道の横にある場所に行っております、確かめただけで行っておられます。あるとき車が近くの広い場所に止まったので、ここで降ろしてもらえませんかと言ったら、ここは決まった場所でないので駄目ですと言われた、それはそうです。500メートルほど先の決まった場所まで行って、また、歩き切れないのでタクシーで戻っておりますと、決まっていることなので諦めていますけど、どうにかならないでしょうかねというふうなことでした。

そういったことで、考えてみれば、何十人も乗ってあるわけじゃないわけですね、最高9人ですよ、今言っていたように平均1台1.5人ですよ。

それで、例えば、路線バスが止まっている場所というのは、道はちょっと広うなっとなっすもんね。広うつくってあるわけですよ。そこにでも止まれるようにならんやろうかと。要は、前のバスに乗りよったときよりか不便になっとなっすよと言わすわけですよ。

それは、先ほど言ったよか点は、家まで行くけど、そういうことで、例えば、高津原のりあいタクシーは指定場所以外の——指定場所がありますけど、要望のところでフリーに降りることが問題なくできていると。手を挙げて、止まってと言うと止まらすわけですよ。それは問題ないと。それで、これは規定があるかという、書いてある、フリー降車ができますと、手を挙げてフリーに降りることができる、それが問題なくできている。

したがって、今ある、例えば5か所ぐらいで降りているけど、向こうの人が言われたのは、自分は毎月同じところに、道の横のところに行かんばいかんけど、そこんたいにも広か場所のあっけど止まられんけん、決まったところまで行かにゃいかんというのは分かるけど、その決まりをどがんじゃいならんとですかということで、そういうことを強く要望しますけど、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

それでは、乗降場所の考え方、あと、フリー乗降とかバス停の追加ができないかということで質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほど申しましたとおり、予約型のりあいタクシーにつきましては、路線バスの廃止、減便に伴いまして、そのエリアの方の移動手段を確保することを目的に導入いたしております。

路線バスの利用者につきましては、乗降調査を行いまして、小学生であったり高齢者の方の利用がほとんどでございました。その目的については、通学であったり、通院、また買物等であります。

それを補完する移動手段として予約型のりあいタクシーを導入しておりますが、その導入に当たりましては、コースでありますとか駐車場所など、地元の方の意見を聞くため説明会等も開催をいたしております。そういった地元の方の意見もお伺いしながら、現行の運行形態となっております。

なお、現行の運行がベストということではありませんので、できること、できないことがありますけれども、様々な意見等も参考にしながら、運行事業者、先ほど話をされたとおり、なかなか運転手の確保が難しいという面もありますし、運行主体であります鹿島市地域公共交通活性化協議会の中でも協議をしながら、よりよい運行に努めていきたいと考えておりま

す。

また、フリー乗降の話がありましたが、高津原のりあいタクシーについてはコースが決まっております。その区間の中で乗り降りができるフリー乗降となっております。能古見地区の運行形態とは若干違う面があります。能古見地区においてはかなり範囲が広うございまして、同じようにできるのかということは難しい面があります。

しかしながら、そういった意見も聞きながら、今年4月には新しい停留所ということで西部中学校前のバス停を新しく設置したところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

今の答えは、今のがベストということではないと、よりよい方向に努めていくと、それはそうですよね。まだ始まって1年ですから、その中でいろんなことを聞いて、できるのはできるようにしていく。そして、今言われたことで、高津原と違うのは校区が違う、一つの校区になっている、区域か。それで、高津原は200円やったか、300円、区が決まっているので、200円出していいので、どこで止まってもお釣りがやらんでよかし、それだけやっぎよかというようなところです。

能古見とか、ほかの地域は広いので遠いところは600円、そして、一番近いところで400円、そういったのが決まっているので、最初乗って600円で、そして、例えば能古見から、能古見本城から乗って、能古見小学校前で降りましたと。本当は織田病院まで行っても600円ですと。しかし、能古見小学校の前で手を挙げて降りた金額が変わってくるから、複雑になってくるからそういったことはできないと。そこですもんね、考えてみたら。

先ほど言われた、範囲が広いので難しい面があると。止めるのは止められる、広い道、広いところがあるんですから。だから、この点を、範囲が広いから難しい面があります、その難しいことをきちんと確認して、そしたら、区域の単価が600円、500円、400円で違うので、短いところで降りたらお釣りをやらんばごととなっけんがと、そしたら単価を一緒にすればいいんですよ。

何でそういうことを言うかということ、民間やったら、遠いやったら遠い金額をもらわんげいかんですよ。公共団体がこうやってやるのは、例えば遠い方というのは、公共施設が遠いから、市役所も遠い、エイブルも遠い、何でも遠い、だから、そこまで来るのに金をよんにゆう払わんげいかんというのは不公平なんですよ、みんな一緒ですよ。

だから、そういうふうなところをちょっと議論してもらって、そこがポイントと思うわけですよ。できない点。高津原はできているわけですから、どこでも止められる、降りられる。そこをきちんとしてもらって、もっといい方向にいくように考えてみられてよかですか。そ

このところをしっかりと考えてもらいたいと思います。

この点は様子を見ながら、一般質問をやっていくというふうになりますので、やはりその料金が問題だと思いますので、それを一律にしたら行けるようになります、行けると思いますので、よろしくお願いします。

あと要望が多いのは、行きは3便、帰りは2便ということです。帰りの2便も3便にしていだけないかというふうな要望があります。

したがって、こちら辺も、1年たっているいろんなことを改正しながらいかにやいかんと思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

そしたら、高齢者の方々も、ああ、いいなど、それで1台に2人しか乗っとらんとやけん、できるでしょう。よろしくお願いします。

それでは次に、学校休日の部活動から地域移行の状況について質問をいたします。

現在の取組状況を教えてもらってよろしいですか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

休日の部活動の地域移行の状況につきましては、最初の総括質問のところでお答えをいたしました。その内容とかぶるんですけれども、部活動検討委員会をつくって、その中で検討しながら、鹿島市としましてはできることからやっという急激に休日の部活動がいきなり地域の方々にお願いできるという状況ではありませんので、やれることから進めていこうという状況です。

○議長（徳村博紀君）

山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

先ほどの予約型のりあいタクシーの件で少し御答弁させていただきたいと思います。

料金の問題でありますとか増便の件なんですけれども、先ほども少しお話をしましたように、運行主体につきましては、市とか地域の団体、また、地元、地域の関係者、交通関係者等で組織をいたしております鹿島市地域公共交通活性化協議会が主体となっております。この協議会から運行事業者であります再耕庵タクシーに運行委託をいたしまして、現在運行をいたしておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、利用者が減って、やはり路線バスの運行の維持が難しくなったということで予約型のりあいタクシーに変えております。

料金等につきましても、当然、バスの運賃でありますとかタクシーの料金等々を考えまして現在の料金設定になっております。

例えば、自分の自由な時間に行きたいとか自分の自由なところに行きたいというのは、や

はりタクシーの利用になりますので、ある程度制限はかかりますけれども、今の運行形態で運行をお願いできればと思っております。

しかしながら、コースであったりとか停留所等々につきましては、先ほど申しあげましたとおり、現行の分がベストではないということで答弁をさせていただいたところです。

存続につきましては、皆様方の利用が一番大事だと思っておりますので、ぜひ御利用いただければと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

そしたら、今言っておられるバス停が四、五か所あります。能古見でいえば、小学校前と農協能古見支所前、ララベル、市役所、織田病院、5つありますね。その区間で降りられないということは、検討できないということで今言われたんですか。今言われたのは検討できないということと言われたんですか。

○議長（徳村博紀君）

山口広報企画課長。

○広報企画課長（山口 洋君）

お答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、今、コースとしましては、バス停の場所が6か所ほどございます。

先ほど申しあげましたように、当初ルートの設定をする際に、地元の方の御意見を聞きながら、公共施設を含め、皆さんが御利用いただくようなコースということで設定をいたしております。

多くの方に利用していただきたいというのは当然ございますので、いろんな方の意見を聞きながら、活性化協議会のほうでも議論しながら、今後見直しをする検討はしていくことだと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

先ほどの件は、1年たとうとしております。1年前とは違っていろんな意見が出てきていることもあります。そこで検討して、でけんぎでけんとなりますけど、検討して、やっぱり検討もせんというのはいかんです。なので、先ほど言われたように、地域公共交通協議会、そういったところで検討して、そして、いろんなハードルがあると思えますけど、そこら辺

もしていけばさらにいいものとなると思いますので、よろしく願いをいたします。

先ほど部活動の地域移行の状況については話していただきました。また、釘尾議員からも話をさせていただいております、分かります。保護者宛てのかちस्कというところが発行されておりますけど、これも見させていただきました。そういった中で一番思うのは、指導する先生と地域の指導員、そういった方たちのいわゆる取組の仕方とか考えの仕方がある程度一致していなければうまくいかないというふうなところは非常に分かります。

それで、今、地域の指導員の方々が何かやっておられることもあるかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

現在、中学校の部活動について部活動指導員活用事業というのをやっております、これにつきましては、学校の先生とは別に、会計年度任用職員という形で雇用して、西部中に2名、東部中に2名、合計4クラブの部活動で活動をしていただいております。

また、そのほか、外部指導者ということで、これは市のほうで雇用しているわけじゃないですけれども、外部指導という形で、現在、西部中のほうに3人、東部中のほうにお一人、御協力をいただいているところです。

○議長（徳村博紀君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

今言われたのは、外部指導で3名、そして、西部中、東部中が1人ということで来ておられるということですね。

大変難しい問題ではありますが、やはり指導員の確保と、そしてそのつながりが、やはり指導上、指導していて、そのやり方が違うということだったら生徒も混乱をいたしますので、そういった今のやり方をずっと深めていければいいと思います。大変と思いますが、よろしく願いをいたします。

続きまして、鹿島でスポーツ活動されている公共施設利用料の見直しの件ということで、これは条例で全部決まっているようですが、そのことについてお伺いをいたします。

先ほど総括のときに答えていただきましたけれども、鹿島で25万人の利用がありますと、利用料が年間950万円でありまして、施設のそういった委託とか修理とか総額80,000千円ぐらいかかっておりますということでしたね。

それで、鹿島市の利用料が平均530円ぐらい、鹿島市以外は600円と1,200円ぐらいで、多量に資料を確認しておりますということでしたが、その声の一部を聞いたのでちょっ

と紹介します。

中学生にバトミントンの指導をしています。これは公共施設です。学校の体育館じゃなくて、違う公共施設、毎週2回、1か月で約10回施設を利用して、1回1千円ほど払って1か月に10千円ぐらいかかります。それで、指導者で払っておりますが、こういう中学生とかに教えている今のこういったスポーツ活動を地域でやるというふうなところも、別物とは思いますが、そういったことで指導者がお金を払ってすることは、何とか免除はできないですかと。

それと、小学生の女子バレーの監督をしています。学校体育館で、ほかの活動と異なり、例えば剣道部とか、ほかの施設利用をせんばいかんごとなることがあります。この場合に金を払ったりしていますけど、利用料が要らないとか、そういうふうな決まりがないですかと、ダブったときによその施設で利用したときは金は要りませんよとか、この方は学校施設でしよるときには金は要らないけど、ダブったときは外でしたら金が要ると、こういうのはどうですか。

あと、ママさんバレーをしています。鹿島市には何チームかありますけど、近隣市町との交流があります。施設の利用料について免除されないかとか話すことがあります。鹿島市では免除できないのですか。

市は、市民の健康を促進して、そして積極的にスポーツを行っているこの人たちに対して使用料の免除とかできないか、お伺いをいたします。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

まず、小学生と中学生の体育施設の使用について申し上げたいと思います。

まず、小学生につきましては大きく2つ分かれると思います。スポーツ少年団と、あと、クラブチームなどを含む社会体育に分かれます。スポーツ少年団にはバレーボールとか軟式野球、剣道などがあります。社会体育にはサッカーとかテニス、バドミントン、レスリング、テコンドー、空手、バスケットボール、剣道などがあると思います。

学校施設の利用につきましては、鹿島市立学校施設の使用に関する規定というものがあリまして、そこに定めてあります。社会教育とか、その他公共のたを目的にする場合に、学校長に申請をすることで使用することができます。具体例でいいますと、スポーツ少年団の活動とか、あとPTAの行事、地区の運動会などがこれに当たります。

スポーツ少年団につきましては、放課後に学校内のグラウンドとか体育館で練習をされていますけれども、スポーツを通じた青少年の健全育成を目的として活動されている社会教育関係団体という位置づけで学校施設を利用されているところです。

次に、中学生になりますけれども、部活動は学校教育の一環でありますので、部活動として登録されている競技については、学校が終わった後に学校内の体育施設の使用が認められているということになります。

小学生と中学生の社会体育については、練習をされる時間帯が平日の夜間とか土日がほとんどだと思いますが、その時間帯での社会体育館や学校体育館の利用については、各体育施設の設置条例、あるいは鹿島市行政財産使用条例、鹿島市立学校体育館の開放に関する規定に基づいて、一般の方の利用と同様に料金をいただいている状況でございます。

以上のように、小学生については、スポーツ少年団による学校体育館の使用は無料、中学校の部活での学校体育館の使用は無料、夜間の学校体育館の利用及び社会体育館の利用については、これまでと同様に有料という取扱いを継続するという事で御理解をいただきたいと思っております。

それから、スポーツ少年団同士が学校の体育館でバッティングしたとき、取扱いはどのようなかという御質問ですけれども、そのときは、どの学校で、どの時間帯に、どの競技でバッティングをしているのか聞かせていただいて、状況を把握させていただいた後に対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

いろいろな規定があるというところで、その規定は常識的に、そういうことだろうというふうなところで設定をされていると思います。

それで、現在の状況でいえば、一言で言えば、やはり小・中学生がスポーツをしていると、それを教えていると、社会施設であろうと学校施設であろうと、そして部活と言える、例えば、バレー、少年野球とかを指導しているというか、先ほどちょっと思いましたけど、それ以外でも、バドミントンとか言いましたけど、小・中学生がそういったスポーツをしているときに指導をしていらっしゃるという方がいて、そして、そういうところでお金を払わなければならない、そういうのはちょっとやっぱり、これは免除にできるんじゃないだろうかと思うわけですよ。いろんなことがあっても、スポーツ少年団とかクラブとかの違いとか、そういった違い等があっても、そういったところについては免除するというのが、私もそういうことを言われて、ああ、なるほどなど、普通にそういうことは思うわけですよ。

だから、そういうことをしていく必要があるんじゃないだろうかと。ただ、部活の地域移行はまた別物だと思いますけど、そういった地域の人たちによってスポーツの指導をしているとかがあって、そういったところについては取らんようにしたほうがましじゃなかろうかというようなことを考えてもらいたいということでもあります。どうですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

部活動検討委員会の話が先ほどありましたけれども、中学校の部活については、部活動と社会体育は分かれていますけれども、今後、部活動の地域移行が最終的な目的になりますので、今その過渡期にあると思うんですが、移行が進んでいく過程において、部活動とは別個に活動をされている競技団体とかとの連携とか、協力関係の構築について検討をすることになると思います。

これは学校の枠を超えた中での協議になるのではないかと思いますけれども、そのときに施設の在り方についても、社会体育施設を含めて検討をするときに必ず来ると思いますので、そのときに協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

今の件については前向きに考えていただきたいと思います。

普通に考えて、そういうことですよ。小・中学生を指導しているということであれば、それは学校施設であろうと社会施設であろうと、それは要りませんというのが、普通に考えたらそうですよ。ただ、深く考えたら何かあるとか知らんですけど。

そういうことで、検討はすると言われていましたので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で3 番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をします。1 時50分から再開します。

午後 1 時42分 休憩

午後 1 時50分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

こんにちは。4 番議員の中村日出代です。よろしく願いいたします。今年も梅雨の時期となってまいりました。災害への対策、心構えをしっかりとっていきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

6 月議会は、大きい項目は3、小さい項目7について質問いたします。

それでは、大きい項目だけ紹介いたします。

1、市長の権限について、2、地方自治法第252条の2の2、協議会の設置について、3、公正、公平な市民サービスについて質問いたします。

それでは、まず総括質問として、1、市長の権限について、市長の市行政執行における絶大な権限について質問いたします。

松尾市長も市長就任して3年目に入られました。就任以来、市行政執行に関して絶大な権限を感じられていると思います。その感じられたこと、そして責任の重大性について、感想とお考えの答弁をお願いいたします。

次に、地方自治法第252条の2の2、協議会の設置について質問いたします。

普通公共団体の相互間の合意について質問します。

直近で鹿島市が他の市町と合意した事例について御紹介をお願いいたします。

最後に、3番目、公正、公平な市民福祉サービスの提供について、市長はどのようなお考えをお持ちなのか、答弁をお願いいたします。

この後、関連質問を行います。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

ただいま質問いただきました市長の権限ということで、まず最初にお答えしたいと思います。

私は市長になって、今年3年目を迎えております。そういうことで、市長になるときは当然選挙があります。選挙を行うに当たっては、自身の公約、こういうことをしたい、ああいうことをしたいという公約を基に、皆さん方に支援を訴えるわけですが、その公約、道路の問題であったり、若者から高齢者まで暮らしやすい社会であったり、デジタル社会に対応したまちづくりであったり、有明海再生を含む、いろんな産業のことであったり、市民生活の支援であったり、いろんなことを掲げて皆さん方に訴えをしたところでございます。

当然、この選挙公約をどう実現していくかというのは私の責任の一つだというふうに思います。

それともう一つは、市の最上位計画であります鹿島市の総合計画をはじめ、各施策計画を今されております。それをどう執行していくのかということも一つの大きな課題になります。当然それには予算を伴いますので、計画については関係部署、あるいは課内との調整を取りながら、庁議をもって皆さん方と共に、この事業を進めていいのかどうかという決定をいたしているところでございます。

さっき言いましたように、市長は市政の代表者として、市民の信託に応え、公正で忠実に職務に取り組み、政治倫理を守り、自治の理念の実現に努めなければならないということで

すので、そういうことをもって、今責任ということがありますが、やはりその執行権という権利と責任というのは同じでありますので、責任というのを感じながらやっているところ
です。

2点目の公正、公平な市民サービスの提供についてどう考えるかということです。

公平かつ公正な市民福祉サービスの提供というのは、市町村の規模、それから、経済状況
に関係なく、全ての住民がほぼ平等に利用できるサービスのことを示すというふうに思いま
す。これは学校等の教育業務、それから医療、介護、子育てなどの社会保障サービスなど、
多種多様な公共サービスだけでなく、例えば、ごみ処理であったり、道路の維持であったり、
水道事業、あるいは下水道事業とインフラの整備、また、防災などの公益サービス全般も含
まれるというふうに思います。

そういうことを考えれば、地域によっていろいろなニーズがあるために、サービスが全て
の地域、全ての住民に対し均一に提供されるわけではございません。各自治体の、鹿島市で
いえば、財政状況であったり、人口動態等によって公的サービスの質が地域により差が出て
くるのが現実的な課題として出てきます。

そこで、国や県との財政調整などを通じて一定のサービスの均等化が図られております。
調整が不足する部分については、全国市長会であったり、いろんな施策等について毎年国に
要望活動を行っているところであります。

地方自治法で、直接、公平、公正なサービスに関する具体的な表現として規定されている
条項は見当たりませんが、地方自治法第1条の2では「地方公共団体は、住民の福祉の増
進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担
うもの」とされております。地方公共団体が有する自治の本旨として住民の福祉の増進が掲
げられているところであります。

また、地方自治法第2条第14号では「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、
住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければな
らない」というふうにあります。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するた
めに、予算、それから人員などの限られたリソースを効率的かつ公平に活用して住民サービ
スの向上を図るとともに、その地域の住民が求める形のサービスを提供する。このことに努
めていきたいというふうに思っております。

2番目が公平、公正のサービス……（「協議会の設置目的」と呼ぶ者あり）いや、それは
まだ聞いておられません。（発言する者あり）

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

私のほうからは、大きな見出しの2番、他の自治体と連携協定した事例ということで申し

上げたいと思います。

代表的なものとしたしまして、災害時における市町村間の応援協定がございます。災害時総合応援協定ということで、近隣の嬉野市とか太良町と協定を結んだことを皮切りに、千葉県香取市の友好都市と併せて締結をしておりますし、最終的には、平成30年に全国の全市とそういった災害時の急性期における支援等の申合せをしております。

ほかには消防総合応援協定としたしまして、大村市とか太良町、嬉野市、白石町と協定を結んでいるというような状況でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

市長の権限についてお答えしてもらいました。

それでは、市長の絶大な権限の法的な根拠を市民の皆さんに御説明したいと思います。

市長の絶大な権限の法律規定が、地方自治法第147条、市長の統轄代表権、同条の第148条、事務の管理及び執行権の2条となっています。

まず、地方自治法第147条、市長の統轄代表権について説明いたします。

条例は、「普通地方公共団体の長は当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」、条文はこれだけの短い文章であります。しかし、中身は市長の絶大な権限の根拠となっております。

統轄とは、鹿島市行政事務全般について市長が市の仕事を全体的にまとめ、このような方針でいくと決める権限があります。

また、代表とは、鹿島市行政の代表として、事務全般にわたり全てを決定する。例えば、人事、予算、事業等の全てを決定する権限があります。

例えば、人事です。市長の権限で佐賀県の職員であった鳥飼さんを副市長に任命することも、自分の思いどおりに決定することができます。一応議会の同意が必要ですが、形だけのものです。

ほかにも多くの市の権限があります。紹介しますと、まず、鹿島の財政上の貯金であります鹿島市財政調整基金、ふるさと納税基金、これが鹿島の貯金として持っています。このお金を使う場合もいろいろな条件があります。しかし最後は、市長が別に定める事業に関する費用に充てる場合に限り、その全部、または一部を処分することができる。これはふるさと納税、市長のおまかせかと思えます。

財政調整基金、これは処分は、お金を使う場合は経済事情の著しい変動、2番目が災害により生じた経費、3番目、緊急に実施することが必要となった場合とか大規模な土木、4番目に長期にわたる財源の育成のため、最後に市長が前各号の規定に準ずると認めたととき、

市長の裁量は支出の場合も物すごく認められております。

そのほかに、鹿島市長崎本線利用促進事業助成金交付要綱、これは2人以上行って1人千円交付します。しかし、これも4項に市長が特に認める場合はこの限りではない。

水道料金の減免に関する基準、これも市長の特例というのがあります。減免については、市長が特に認めたときは本基準の規定にかかわらず考慮することができる。サテライト、あれも結局、市長の権限というのは物すごく強いですね。

それで、この法律でこの権限が定められております。結局、大統領制で市長はなっているということですね。総理大臣は、閣議をして、大臣の方が一人でも反対したら成立しません。市長の場合は、市長が何でも決めることができます。

それで、市長の統轄代表権の事例について質問いたします。市長は太良町長とSDGsについて協議をなされましたか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今、市長の統轄代表権について質問で、太良町との連携、連携というか、今度いろんな協議会をするとき、協議会というか、話し合いをするときちゃんとされましたかということですね。

いろんな事業をやっていく上で、国からの助成金とか補助金をいただきます。そういうときに、国の指針に従っているような状況という、行事というか、事業を進められていきますが、今回の太良町との協議のことは、国のほうがこういうふうな事業がありますというのを示していただきました。国のほうから示していただきましたので、実は国の採択が7月に向けて、9月補正で議決後、第1回の会議を開いて、太良町と話し合いをしておりますが、事前に鹿島市から私、それから、ゼロカーボンシティ推進課長、江島補佐の3名が太良町に出向きまして、太良町長、副町長、それから総務課長、企画商工課長、農林水産課長など対応していただき、実はこういう事業がありますと、お互いの市町が産業とかいろんな問題、課題が一緒ですので、一緒に取り組みましょうということで、その協議はしっかりと行っているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

町長とお話しをしたところで、もうトップ同士やっけん決まってしまうんですね、一緒にやろうということは。代表同士ですから、それが地方自治法でも規定されております。

だから、ここに鹿島・太良広域連携SDGs推進協議会というのをつくっているわけでしょう。それで、規約もできとっですね。

これは、先ほどいろいろほかのとを言いましたけれども、そういうことじゃなくて、私が言っているのはこういうふうなことを言っているわけですね、市町と連携を。市長と町長がお話をすれば、もうそこで決まってしまう。なしかて、代表やけんですね。別に市役所の方たちの賛成、反対は必要ありません。市長が決めればそれで終わりです。

それで、市長が統轄代表権を行使する際に配慮すべき点がないかと思って私は調べてみました。

まず、第1番目は法令の遵守、これは当たり前のこと。予算の提出、条例制定、市行政の運営、法的な規定に基づいて行動することが求められる。次に、住民との連携、市長は住民の代表として市を運営するため、住民との連携が重要です。意見交換や市民の要望を受ける姿勢を持ちながら適切なコミュニケーションを図ることが必要です。

ここに、令和3年度はコロナで市民と語る会がありませんでした。令和4年11月18日から市長と語る会、これは鹿島地区だけの資料を頂きましたので、それを読んでみました。いろいろ要望があります。令和4年度の市民、今言いましたように、意見交換や市民の要望を受け入れる姿勢をと書いてあります。

令和4年度の市民と語る会を見ていまして、いろいろ要望があっております。ちょっと鹿島地区だけ読んでみますと、肥前鹿島駅周辺整備やにぎわい拠点づくりと言われるが、市内の幹線道路や国道444号に車やバイク、人に分かりやすい優しい標識を、次が防犯カメラ、県と市の補助事業を活用し小学校単位で設置している。今年度で終了すると聞いているが、継続してほしい。登下校ボランティアで見守りや青パトで巡回しているが、行き届かない部分がある、安全・安心のためをお願いしたい。市に何かしら要望したときは回答があるのか、明倫小野球場には水道、電気がない。要望したところ、回答に誠意がなく、父兄が怒っていた。回答をもう少し考えてほしい等、やっぱり市民の意見というのは、自分たちの生活に密着した安心・安全の要望が多かですね。

この要望の中で、市長が一つでも要望に対応してかなえたというか、そういう事例を紹介してください。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

昨年、市長と語る会をやりました。（「令和4年」と呼ぶ者あり）すみません、令和4年ですね。それで、私のほうにもそれぞれの地区からいろんな要望というか意見がございました。それを一応聞いて、それがすぐできるもの、もう少し時間をかけてやるものということで、そこでも説明をしたと思います。

一つ、やはり能古見地区に行ったらイノシシ対策が非常に大変です。この予算が足りませんので、これをもう少し拡充してくださいというような話があって、それに対応したことな

ど、おっしゃったように、それぞれの地区なりにそれぞれの要望がありますが、やはり緊急性を要するもの、そういうことを優先的にやっていきたいということで、市長と語る会が出たいろんな要望を庁内で協議いたします。私が独断でいろんな判断をするわけじゃなくて、やっぱりいろんな要望が出ているのを、これを皆さんでどうですかというような、庁議に諮って、その中でこれとこれは早急に取り組まなければいけないというようなことについては、予算も伴いますので、そういうふうな庁議の中で決定をして、令和4年度にできることは令和4年度、次年度の令和5年度にできることは令和5年度の予算の中で執行していきたい、そういうふうな趣旨で話をしたと思います。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

今のお話を聞いていると、対応しているのはあまりなかったということですね。皆さんと話合いをしているわけでしょう。そういうことでしょう。

次、組織運営の効率化、行政組織の運営において、市長は効率的な組織運営を図る必要があります。適切な指示、命令を出し、市の発展に寄与する役目を果たすことが求められます。

最後の4番目に、公平性と透明性というのがあります。統轄代表権を行使する際には、公平性と透明性を保つことが重要です。市民に対して公正な判断を行い、市政の運営に対する信頼を築くことが求められますと説明されております。

私は公平性と透明性が一番重要と考えております。13日の議案審議の際、サテライトオフィス等開設支援事業64,067千円の補正予算の審議で、鹿島市制70年の長い歴史の中で初めて予算削減の修正動議を私は賛成者として署名いたしました。

佐賀新聞のインターネット等での記事を紹介いたします。

「企業誘致事業、修正案が否決 鹿島市議会、執行部案可決」「鹿島市議会の6月定例会は13日、本年度一般会計補正予算案からサテライトオフィス開設支援など企業誘致対策事業費6,406万7千円の削除を求める修正動議が提出された。採決の結果、修正案は賛成少数で否決、執行部提案の補正予算原案が賛成多数で可決された。市は、中心部の空き店舗ビルを活用してサテライトオフィスを整備し、企業誘致プロジェクトを推進する事業の関連予算案を議会に提出。財源には、国のデジタル田園都市国家構想交付金3千万円などを充てるとしていた。討論では修正動議を提出した議員らが「ビルの選定方法が不透明」「説明責任が果たされていない」などと主張、執行部の原案に賛成する議員は「中心市街地活性化に向け、スピード感を持って事業を進めるべき」などと訴えた。採決の結果、修正案は賛成5、反対10の賛成少数で否決された。」との記事がインターネット上に載っております。

提出理由は、13日の議案審議質疑の過程で、同事業の計画が鹿島市のホームページ等に公表されていない。他の同じ運営企業が同事業の存在を知らない、不公平。空きビル運営企業

の選定過程が不透明、選定決定等の書類が確認できない、不明瞭。このような執行部からの答弁を受け、この補正予算には信頼性がないと私は判断をしました。信頼できない予算に賛成した場合、市民の皆さんに何と説明できるのか。

ここで質問です。市長は絶大な権限を有していればこそ、市民の皆さんから公平性と透明性に疑念を生じさせるような予算の提出はできないのではないのでしょうか。

サテライトオフィス等開設支援事業の補正予算の修正動議発議の理由が、公平性と透明性の欠如でした。補正予算審議を見ていた市民は、市長の市政運営に対して信頼を築いているのか、市長の認識を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回、サテライトオフィスを整備するときの事業について、公平・公正性が保たれていたかということの質問だと思います。

この事業については、皆さん方にお示しするタイミング、あと、どういうふうにしてこの事業を進めてきたかということの説明して、皆さん方にお諮りをしたわけですが、一番我々が考えているのは、やっぱり企業誘致というのを皆さん方も進めてこられました。そういう中で、ものづくりというような工業系の企業誘致はなかなか今の段階では難しいだろうと。やっぱりこういうふうな事務系のサテライトオフィスの誘致についてどうかということで我々も考えていた中で、こういうふうな事業が国にあります、ぜひ手を挙げてやってみたいと思いますということで、話があって進めてきたわけです。

工業系の工業団地造成についても、これはやっぱり市の財政は多額の負担が伴います。企業誘致をした際に、固定資産税の減免であったり、そういう優遇措置もやります。こういうことをやりながら、市の企業誘致対策もやってきておりまして、今回は、サテライトオフィスの整備については、国からのデジ田の交付金であったり、こういう採択要件がありましたので、我々としても事務系のオフィスをぜひ誘致したいという事業の中で、今回、採択に踏み切ったわけです。

私自身が1人でこれを採択に向けて行使したわけではございません。御承知のように、事業はどのようなものか、それが予算規模はどうであるのか、市の予算をどういうふうにしてつぎ込むのか、それは綿密に課内、庁議で話し合っ、こういう形で議会のほうにも示しましょうという形で行ったというふうに思っております。

皆さん方に報告する時期について、議会のほうでなかなか透明性が得られないということでしたが、この前の議案審議のときも申し上げましたけど、採択を受けていない中で、ある個人の事業主の名前を公表するとか、そういうことはもう少し先にしたほうがいいということで、ある程度事業の採択が決まった段階で皆さん方にお示しをしまし、それが6月

議会ということで、直前になって皆さん方に話したということは、少し時期的にどうだったかなという御批判も受けますけど、十分我々としても内容を練った上で皆さん方にお示したということで、手続自体については我々としては十分検討しながらやったということで、議会の皆さん方にそれが十分理解を得られなかったという点では、我々としても反省といたしますか、は思っているところであります。

ただ、事業としては、やっぱり市の活性化につながる、そういう事業であると認識をしながら取り組んだものでございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

市長、誤解をしとんさつですね。我々、反対した者は、サテライトオフィスの事業に反対している人は、はっきり言って一人もおらんです。誰も反対しとらん。いいことじゃなかですか、まちが活性するのは。誰も反対しとらんですよ。ただ、手続をやっぴりびしとしてくださいと。それはなしかというと、例えば、これから先も会計検査院などの検査がありますね。そのときに、決定した書類がありますか、ありません。公表していますか、していません。交付金、国のお金やけん、これは公表ばせんばいかんじゃなかですかと、誰もサテライトオフィスのことについて反対しとるて、私を含めて一人もおらんですよ。よかことじゃなかですか、別に、まちが活性することは。ただ、手続をびしゃつとしてくださいと。それはもう役所で、例えば一般の方が来て、書類の足らん、でも受け取ることはまずなかじゃなかですか。持ってきなさい、あと書き直しなさい、訂正も駄目ですよ。しかし、役所の場合は、私は書類の監査を見ていましたけど、訂正書類、印鑑ありますね。実際は訂正印は一般の方はできないですよ。

市長は誤解しとる。何もこの事業に対して反対している人は一人もおらんですよ。よかことです。ただ、やっぱりそれを実行するためには手続をびしゃつとしてくださいと。書類がなかったら誰も納得しないじゃないですかという話ですよ。だから、山崎部長にもお話をして、書類がありますか、ないと言うから、それはどういうことですかということをお聞きしたわけでしょう。だから、誤解をしないようにしてください。別にサテライトオフィスはいいとは当たり前じゃなかですか。

次、第148条の事務の管理及び執行権、「普通地方公共団体の長は当該普通地方公共団体の事務を管理し、及びこれを執行する」、これも短い文章ですけれども、市長は、文章ですけれども絶大に権限を示しとるですね。市長は市行政事務の管理をし、執行する、つまり市の事務を管理して、その事務を執行する権限があるということですね。つまり、自分の判断で事業を進めるか、やめるかと判断できる権限です。

先ほどと同じように、市長が事務の管理及び執行権を行使する際の配慮について質問いた

します。市長は事務の管理及び執行権の内容を正確に理解し、適用される法的根拠を確認する必要があります。法手続や条件を遵守することが重要、ここの部分ですよね、我々が言っているのは、法手続や条件を遵守する、ここの部分ですよ。公表もしない、決定した書類もない。これは完全に法律の手続をしていないということで、我々反対したというか、削減を求めたのは、オフィスの事業に対しては皆さん大賛成ですよ。それを、この手続をぴしゃっとしてくださいと、そこがおかしいのではないですかという話ですね。

次、今度は2番目に、市議会との協議、市長は市議会と連携し、事務の管理及び執行権の行使について協議することが望ましい。市議会の意見を尊重し、透明性を保つために協力することが重要と説明されています。そのとおりですよ。今度の場合も市議会と全く連携しとらんけん、この手続もこういうふうですよ。補正予算審議でも、議会との協議も話題となりました。

議員からは、全員協議会等でもう少しこの事業について執行部からの説明、また議員との協議を重ねていれば、補正予算の内容が理解されて、不公平、不透明と批判されることがなかったのではないかと発言もありました。私もそのとおりだと思います。もう少しお互いに情報を出し合って、ここが違うんじゃないか、ここで言うておれば、ここまで問題が大きくなることはないですよ。市議会の意見を尊重して透明性を保つために協力することが重要との説明があるとおりにですね。

3月議会で、議会として次のことを要請しました。鹿島市内全7小学校の用務員の委託料6,866千円の予算計上が3月議会にはなされていない。現場の小学校の先生方が非常に困っておられる、何とかできませんかと我々4名の議員が要請をいたしました。私は6月議会の補正で何とか対応してもらえるんじゃないかなと期待をしておりました。しかし、期待は裏切られ、突然サテライトオフィス等開設支援事業に鹿島市が34,067千円の負担をする予算が計上されました。驚きました。我々議会の意見が尊重されることは全くありませんでした。

ここで質問します。市長も元議員です。議会の意見は尊重されるべきと考えておられると思います。市長は議会の役割についてどのように考えておられるのか、答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

議員言われるように、私も議会のほうに15年ほどお世話になりました。やっぱりおっしゃるように、議会と執行部はいつも言われるように車の両輪ということで、お互いが協力しながら市の行政運営をやっているかなければいけないというのは今おっしゃるとおりです。

そういう中で、市議会との協議、我々の思いと皆さん方の思いが今回のことについても少しは違っていたのかなというふうに思いますけど、あくまで市議会に説明責任というのは我々も十分感じております。

先ほど小学校の用務員の話ですけど、今回そういうふうな決定をしましたけど、今アンケートを取りながら、今後どうするかというのを話し合っているところです。

おっしゃったように、3月議会で駄目で、6月で復活するのかというんじゃないくて、しばらく先生たちとか保護者の皆さん方のそういうふうな状況を聞きながら、では今後どうするのかという話になってこようかというふうに思います。

決して議会を、議会との協議をおろそかにしたりとか、市民の意見をおろそかにしたりとか、そういう思いは全くございませんので、私も一議員でしたので、それは十分尊重しながらやっていきたいとします。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

議員の声は市民の声ですよね。やっぱり尊重してもらわんばいかん。しかし、市長が答えていただいたように、これから、今までも尊重してこられたと思いますけれども、尊重した姿が我々議員には今まで見えんですね、そこですよ。やっぱり議員とはお話をして、情報交換をして、そして、そういうふうな、車の両輪と言われましたけど、やっぱり鹿島市をよくするために我々議員もおるわけですよ。

反対しているのはなしかと。鹿島によくなってもらいたかけん言いよっだけですよ。別にこのサテライト事業をやめてもらいたいとか、全くそういうふうには思うとらんわけですね。何かあった場合に補助金を返せとかいうたらどうしようという危機感を持って我々5人は反対をしたわけですよ。そこら辺を理解していただいて、我々とのコミュニケーションを取っていただくようお願いします。

次に、地方自治法の252条の2項の2、協議会の設置について質問します。

先ほど課長のほうからいろいろ説明がありましたけど、私が思っているのは、さっき言いました太良町と鹿島市の連携協約、そのことについてお話をしていただきたかったんですけど、そういうふうな話でした。

協議会の設置については、鹿島市が他の、県、市町と共同して広域にわたる総合的な計画を作成するために協議会を設けることできるという法律ですね。

鹿島市と県が現在、肥前鹿島駅の事業を進めています。肥前鹿島駅周辺整備事業について、鹿島市と県との合意がありました。その合意について、そこに議事録がありますけど、議事録に基づいて時系列に説明していきます。

まず、令和5年12月の議会、市長の提案理由説明の中に、「肥前鹿島駅周辺整備事業について申し上げます。本事業は、市と県の共同体制で令和元年度から検討を始め、令和3年度には全体構想を、令和4年度には基本計画を策定しました。昨年度から県主体の推進体制で事業を進めていくこととなりました。今後も市と県が連携して肥前鹿島駅周辺の整備に取り

組んでまいります。」、この時点で市長から連携との答弁がありました。

次に、令和6年3月議会での私の質問、肥前鹿島駅周辺整備計画について、県が主体であるという決定になったのは年月日はいつですかと。市長の答弁、知事のほうからは、駅舎と駅前ロータリーは県が主体で進めます、全体的な構想は県に任せてもらえんですか、それぞれ協力していくところ、連携していくのは分かります、全体的なプロデュースは県に任せてもらえんですかというお話を私と知事の間でしたのが令和4年6月ですと。そこで私が質問しました。なかなか市民には分からないところですが、恐らくその議事録のあるとでしようかと。そしたら、課長がないというようなジェスチャーをされました。議事録もなか、議事録のなかということはないですか、要点筆記もしとつとでしようかと。それもないというのは課長のジェスチャーですね。そのとき市長が発言を求められて、その話合いの場ですけれども、私は県庁に出向いて知事と話をしました、そのとき知事から、今まで私たちが構想を持ってきた、今ここに示してありますこの計画を基に、まだ駅舎も具体的な内容がほとんど決まっておられません、こういうふうな配置でやっていきますということは我々のほうから申し上げましたので、駅のデザインとか、そういうことについて、これから進めていく上で県が主体となってやっていくことについて、お互いがそれぞれ合意したということになりますとの答弁でした。

3月議会で、県主体として進めると合意したという答弁がありました。この市長と知事の合意が、地方自治法第147条の市長の統轄代表権とその代表としての役割、代表とはこの事業計画を決める、決定できる権限が市長も知事もあります。市長と知事が肥前鹿島駅整備事業について合意した行為が、法律上、直ちに市の行為となります。つまり、市と県が連携を協定した、令和4年6月がその瞬間ですね。この知事と市長の合意書類はありません。鹿島市と県の正式な連携の協定です。合意文書がないということはありません。

今議会では重要書類が存在しない事例が続いています。執行部にはこういうことがないように強く抗議します。市長と知事の連携の協定を受けて、地方自治法252条の2の2の協議会の設置の根拠になります。

条文はちょっと難しいですけど、「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し」、先ほど市長が権限を言いましたように、管理し及び執行するわけですね。「若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる」となっております。

簡単に言いますと、鹿島市が県と事業の一部を共同して管理し、執行し、事業を進める場合は、協議をして規約を定め、協議会を設けることができるとなっておりますけれども、これは設けなければなりません。この条文に基づき、県と協議して規約を定め、協議会を設置する必要はあります。

令和4年6月に、市長と知事が県が主体となり連携していくと合意されました。この時点で合意文書はありませんが、連携協定は成立しております。正式な手続は、鹿島市は県と連携する協議を行うため、先ほど申しました、規定に基づいて協議については、これは議会の議決を経なければなりません。議会の承認があります。なぜ議会の承認が要るかといいますと、相手があるのに協議をするので、協議の内容が議会が全く知らんやったらどがんもされんですね。今のような県とか鹿島市の状態になつとるですね、県が主体、鹿島市が従というような格好、県がずっと主導していきよつですね。山浦部長に何回聞いても、県が県が、堀課長に言うても県が県がと、県が主体というのが物すごく出てきています。鹿島市は追従しているというような感じですね。

また、この協議会が設置されていない状態であったために、市と県の肥前鹿島駅舎整備事業、公共交通ロータリー整備事業が県と重複して、株式会社建設技術センターとの62,700千円のJR肥前鹿島駅周辺整備基本計画、基本設計等の業務委託料が最終的には30,000千円の契約解除になりました。この企業に損害を与えてしまいました。協議会を設置して規約を定めていたらこのような状態にはなりません。役割を決めているわけだから。今はもう全然役割も何も、ただ市長と知事の口約束のままで今いるわけですよ。それは本当に進めている都市計画課の皆さんも大変ですよ。ずっと県のほうにお伺いしながら事業を進めていかんば。

それで、法律上は協議会を設置すべきであるのに設置しない。協議の内容を議会で審議し議決していない状況で市の予算を組み事業を執行している、これが果たして合法か違法かではないか。この予算執行が無効となるおそれがありますが、その答弁を、山浦部長すつですか。

○議長（徳村博紀君）

中村政策調整課長。

○政策調整課長（中村祐介君）

私のほうから協議会の位置づけを含めて、ちょっとお話をしたいと思います。

まず、市町の、市とか県、事務の共同化ですね、共同処理、共同事務と言いますけれども、につきましては、日常生活圏の広域化とか行政需要の高度化、専門化、それから事務処理体制の効率化の要請等への対応を目的といたしまして、これまでも様々な部門に広く活用をされてきました。これはもう本当に一般化しているような、そういうものだと思います。

今後、人口減少とか高齢化の進展が予想される中で、限られた人員とか財源といった行政資源を効率的に活用するために、事務の共同処理は市町にとって引き続き重要な手段の一つであると言えます。

先ほど議員がおっしゃった地方自治法第252条の2の2に位置づける協議会ということでの位置づけなんですけれども、こちらは地方公共団体の区域を越えて行政の執行等を合理化する目的で設置された協議会ということでの位置づけをされております。

ですので、いろいろな包括的な権限が与えられるということで、あと議会の議決とか、そういったものは必要だというふうに認識をしております。

ただ、県内の状況といたしましては、その位置づけであるのは2つの協議会しかございません。小城市と江北町の事例と、吉野ヶ里町と上峰町の2つの事例がございます。

今回の県との協議会設置に関しましては、今現在、整備に関していろいろな調整、それからいろいろな方向性を検討している段階でございますので、こういった地方自治法第252条の2の2に規定する協議会というのは当てはまらないのじゃないかと思っております。

駅の整備につきましては、既に県と市と連携して整備計画を進めておりますので、今のところはそういった協議会をつくる必要というのはないというふうに思っております。

今後、それがちゃんとできて、その運営の在り方とか、そういったものの段階になれば、そういった協議会とか必要性は出てくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

2つしか事例がないと言われましたけど、その人たちが始めたときは全然事例はなかったわけでしょう、2つしかなければ。何でも始めるときは最初じゃなかですか。

今から始めるて、今はずっと初めてですか、デザインプロデュースが終わった後にしますと、役割は決まるとるわけでしょう。連携するということは、それはいつ決まったんですか。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

先ほど議員から御紹介がありました。令和4年6月に知事と市長が面会して、そのとき一緒に連携してやっていきたいと思いますということで決まりました。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

連携することが決まったら、それは文章のなからんばいかんでしょうもん。全く文書は、文書はありますか。連携したという文書のなか、合意というぎ合意文書がなからんばいかんでしょう、合意したら。文書のなかったら口約束だけであり得んじゃなかですか、そがんことの、役所で。しかも知事と市長というトップが会って、連携していきたいと思います、合意しましたと。合意したからこそ、デザインプロデュースというものが終わった後にしますと、こっちで計画を立てよったばってん、急に県が来て、いや、ロータリーと駅舎は私がします

と、へっこんでくださいと。それで、契約を解除して、問題になったですね。その後、18,000千円のことについては合意したという話ですけど、最初合意も何もなかったですね。国の約款に合っていないですかと私から質問されたじゃなかですか。そういうことですよ。

文書のなかというところがちょっと考えられんですよね。協定をしたなら協定の文書がなからんば、なかったら誰がどがん、中村課長、今からずっと決まっているて、それはどこで決まったわけ。

山浦部長、仕事の内容が決まっているというようなお話でしたけど、どこに書いてあるですか、それは。駅は私がします、ここの公園は私がしますて決めとかんばいかんでしょう、それは。それを決めとらんやったけん重複したわけでしょう。それを決めるためにこそ協議会が必要なわけですよ。協議会が駄目でしたら、今度は連携協定とかがある、第252条の2で。これはもっと厳しかですよ、毎回議会の議決を得らんばいかんですよ。こっちの協議会のほうは1回議決したら終わりですよ。第252条の2の2は毎回議決ばしなさいとなつとるですよ。連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を決める協約、これは協約を決めんやったらできるんじゃないですか、役割分担がなければ。今、そいぎどうやって仕事ばしよつとですか。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

ロータリーとか駅舎ですね、駅舎を県のほうで行うというのは、令和3年2月の県議会のほうで知事が支援表明をさせていただいて、それからですね、細かい部分については事務局のほうで話し合いながらつながっていますけれども、現在、進め方としましては、県の政策部、それとあと、市の都市計画課と常に連絡を取りながら進めているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

連絡を取りながら進めているて、そこに約束事がなからんぎいかんじゃなかですか。ここは県がします、ここは市がします、約束事が何もなかって、連絡してしよりましたて、そういう役所の話ではそがんとなかでしょうもん。全て決裁をもらわんばいかんじゃなかですか、何でも。さっき市長が言われたように、決裁をして、庁議を行ってします。30億円の仕事ですよ。30億円で済まんでしょね。今高騰しとっけん40億円ぐらになつてでしょう。

今さら、恐らく県のほうも議会に説明しようのなかと思うですね。議会のほうは、こういう人間関係ですから、別にもめることはないと思いますけど、県は大変ですよ。鹿島の場合は、反市長も市長派も何もなかですよ。ばってん、県の場合は、県の反知事派とかある

じゃなかですか。今さら協議会ば県のほうから議決もらいますなんてできんと思うんですよ。だから先に進まんとでしようね。まずは県と話し合いばせんといかんですよ。

なぜ協議をするかと、さっきも言いましたように、議員が誰も知らんじゃなかですか。今の駅の進め方も、どがんなつとも分からん、どういう条件でしよつかも分からん。最低でも10億円ぐらい要るでしょう、あれには鹿島市の財政負担がね。10億円要ったら市の議員たちがその内容なり進め方なりを知らんというとはおかしかじゃなかですか、今の状態が。この法律は絶対つくらんばいかんですよ。第252条の2の2が駄目なら、2があるじゃなかですか、連携協定。役割を決めてくださいと書いてあるじゃなかですか。

処理する事務をと、事務というとは事業ですよ、事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を決める協約とちゃんと書いてあつじゃなかですか。ただ、何で協議会の設置になるかというたらお金が入ってくるけんですよ。執行せんばらんでしよ。

この第252条の2は、ただ役割を決めるだけですよ。協議会というとはお金がかかっとですよ、入ってくる、10億円入る。10億円の使い道の、市会議員、議員が知らんて、あなたたちのよかごとよかですよじゃなかでしょうもん。

県に言うとは、それは難しかと思うですよ。だから、こういう協力のなかけん、県が主体となつとるわけでしょう。本当は対等ですよ。

そして、私は何回も言いますが、これは鹿島市が主体とならんばですよ。市の事業やけん。今は県が主体、何でも県にお伺い、先ほどの話のように、県と話し合いながら進めています、規約の何もなかけんがそがんなるわけですよ。ちゃんと約束事があれば対等に話もできつじゃなかですか。これは早急に、今後協議会をつくってもらいたいと思います。

もう2年も経過しておりますけれども、この事業はこれから数年かかります。しかも30億円以上の事業ですよ。今後も県と問題が起こると思います。先ほどの建設技術センターの60,000千円の話と一緒に。鹿島市議会が何も知らないで進めている、あり得ません。現在も市長と知事が何を連携して進めて、何を合意したのか、我々はさっぱり分からんですよ。聞いたこともなか。

今の状態は、市長と知事のただの口約束の状態ですよ。この状態を早く解消しないと、先ほども申しましたように、問題が起きたときに決まり事がなければ対応できんじゃなかですか。早急に協議会設置の手続を取っていただきたいと思います。できれば9月議会でしていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

お答えいたします。

協議会と連携協約の話がございました。第252条の2の2で協議会の設置がございました。

先ほど中村課長のほうからもありましたように、地域を越えて、また合理化、効率化を図るという目的の下、この協議会を設けることができるというふうな規定になってございます。

そしてまた、連携協約の部分は、第252条の2に、議員御紹介のとりの連携協約がございいます。こちらは平成26年の法改正でこの連携協約という言葉が出てきております。その背景としましては、人口減少社会にあつて、一地方公共団体ではなかなか難しいという部分があつて、複数の地方公共団体でフルセットの行政で対処するというふうな考え方からこの連携協約ができております。議員御紹介のとおり、この基本的な方針、そして役割分担を定めるというふうなことになっております。

繰り返しになりますが、協議会、または連携協約につきましては、そういった趣旨の下、制定をされておまして、設置をすることができるというふうな規定になっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

この件に対して設置ができるということやろう、この事業に対して、この駅の事業に対してよ、設置ができるということやろう。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

先ほど申しました区域を越えて、例えば協議会で、具体的なイメージで申し上げますと、イメージと申しますか、実際の例としましては、合併協議会というのがございます。これはまさに区域を越えてそれぞれの地方公共団体の効率性とか合理化とか、そういったところの観点から合併協議会ができて、これはまさにこの規定に該当するものであります。このように区域を越えてという部分でこの協議会がございいます。（「当たらないということ」と呼ぶ者あり）

この条項等を見ておりますと、この協議会自体は、本件については該当するかどうかにつきましては、ちょっとこの条項では難しいかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

区域越えとっじゃなかですか、県とずっとやけん、県と連携しとったやけん、区域は完全に越えとっじゃなかですか。越えとらんというても、県と連携するとの越えとらんの根拠を言うてください。

○議長（徳村博紀君）

川原政策総務部長。

○政策総務部長（川原逸生君）

肥前鹿島駅の件につきましては、所在が鹿島市でございます。そういうことで、先ほどの県内の事例等につきましては、まさに区域を越えて隣接する市町等で協議会を設置しているものでございまして、本件の場合につきましては、肥前鹿島駅という鹿島市内にあるものにつきまして、県、または市の役割分担の下、進めていくというふうなことでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それらの30,000千円の解約があったとですよ。あれから訴えられた場合はどういう対処すつですか。建設で30,000千円の、最初の12,000千円は、あれは、18,000千円は合意した、12,000千円については恐らく国の約款には反しとつと思うよね。協議会も何もなくて、何もなくて、しかし、他の市町で、大きい国の中の県と共同しよつとやけん、他の市町の話どころじゃなかじゃなかですか。県と共同してしよるわけでしょう。他の市町と共同じゃなくて、県と共同しよつとやけん、絶対これはこの協議会が必要と思うですよ。そうじゃなかったら、これは何の根拠もなかやなかですか、仕事しよつとが。これから何か起きたときに、そしたら何を根拠に持って対応するんですか。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

駅につきましては、既に県と市と連携して、先ほども申し上げましたけれども、整備計画を進めておりまして、改めて協議会を設置する必要はないというふうに考えています。

ただ、今後の費用負担の問題とか、いろんな問題が出てくるかと思えます。そのときは合意文書などを取り交わす必要が出てくれば、相互合意の文書を取り交わしていきたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

民間でも社長さんと社長さんが合意したら文書あつですよ。鹿島市と佐賀県だけが何もなかということですね。それはあり得んじゃなかですか、そがんことは。このままで本当に何かあった場合は誰が責任を取つとですか、この工事で。佐賀県と連携していきよつとに誰

が責任取っとですか。何も責任取る文書もなか、何もなかわけでしょう。そがんことの通用すつとかなと思うばってんね。鹿島市ではやっぱり通用すつとでしょうね、何もなくても。ああ、不思議な市ではありますね、これね。あと15分しかない。

この問題は、恐らくこのままいくと、また予算ばどうせ、30,000千円の予算の請求のあったですね、基本計画の。あれもまたいろんな問題が出てくると思うんですよね。

もう根拠がなくて、何も、法律的な根拠が、全部要るじゃなかですか、仕事を役所がするためには、法律的な根拠が。何もない。

これを幾ら言うても、どうせできんて、しかし、もし協議会ができるという、もし出た場合は誰が責任取るんですか。設置できるという、今から調べるけん、出た場合はどぎゃんする。もう責任取りきらんということは分かりました。

そしたら、最後の公平、公正な市民福祉サービスの提供について。

人からサービスやいろいろありました。そいぎ、この問題は、市民交流プラザ浴室利用の日曜日の利用の廃止と言いましたけど、休止と課長がおっしゃいました。休止でよかですね。福祉課担当のピオ3階、かたらいの浴室利用、4月1日から毎週日曜日を浴室休業日と利用を休止しました。この対応は市民サービスの低下以外の何物でもありません。

福祉課の福祉の意味は、公的扶助による生活の安定や充足、また、人々の幸福で安定した生活を法的に達成しようとする説明されています。市民サービス、つまり行政サービスは、私たちの暮らしが安定し、幸福を公的に達成するように市が行うサービス、また、税金を使うのですからサービスが公平でなければなりません。

ピオ3階のかたらいの浴室利用が、4月1日から毎週日曜日が浴室の休業日となりました。日曜日に利用している方々から、日曜日の休業は困る、これから暑くなってくる、お風呂に入りたい、ゆっくりしている日曜日に入りたい、また、自宅をリフォームしているときは本当にありがたい等の要望が多くありました。入浴料を200円にしてもらってもよい、何とか市にお願いしてくださいと市民から強く要望があり、その要望を受け、数回にわたり高本福祉課長に相談をしまりました。回答は、予算がない、つまりお金がないとの回答でした。

令和5年度の浴室利用の状況を説明しますと、利用人数の少ない順から、土曜日934人、火曜日938人、日曜日985人、なぜ日曜日の利用者のみ利用の制限負担を強いるのか、不公平な対応ではないですか。一番少ない曜日を休みにしないで、なぜ日曜日にしたのか、答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

休業日を日曜日にした理由というのは、月曜日から日曜日までの利用人数を見たところ、日曜日が当時少なかったということと、あと、全館清掃日を日曜日に設定していたというこ

とで、日曜日に休業することにしておりました。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

お風呂の1日の利用料金が約10千円ですね。日曜日は4回で、月に40千円、年間約480千円ですよ。年間480千円のお金がないとの回答ですね。市民からの要望を受けて相談し、お金がないと答えられれば、その後の相談はできません。お金がないんですから。市民のささやかな要望もお金がないと片づけられればどうしようもありません。

これまで市民からのささやかな要望を要請してまいりました。先ほど言いました鹿島小学校の6,866千円ですね、それから、暑い夏を安全に通学できる対策として、市内全小学校の1年生241名にランドセル用保冷剤パッドを、児童1名に僅か3,190円ですね、これをつけてくださいと、合計768,790円ですね。もう今年は、6月でありながら気温は34度になっただけです。1年生の小さい子供たちが大きいかばんを持って汗だくだくで行くのを見たら、本当にこの予算をつけていただきたいと思いましたが、これもお金がない。今、ピオのことも言いましたが、これも僅か480千円ですけど、お金がないとしていたところ、急にサテライトオフィスの支援事業34,067千円がばーんと出てきました。お金がないじゃないと、お金はあるじゃないですか。お金があるのに、なぜこれぐらいのお金がないと言って30,000千円のお金があるのか、ここがよく分かりません。

市民のささやかな要求じゃないですか、要望。これをやっぱり、先ほどの市長と語る会もありましたけど、20,000千円、30,000千円の要求ではなかいですよね。本当に僅かな要求です。これを聞かないで、市民とのコミュニケーションが取れたとか言われんじやなかでしょうか。この件について検討していただきたいと思えますけど、市長、どうですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

市民の福祉についてのいろんな要望があっているのは十分承知しております。今おっしゃったように、いろんな要望がそれぞれあられると思いますが、なるべく少ないお金で皆さん方にいろんな要望を届けるというのが基本的な姿勢です。

今、市民の要望という意味でいえば、民生費、いろんな市民の要望が民生費に入っていると思います。いろんな福祉の問題であったり、そういうのは。これを一概に何%という言い方はふさわしくないかもしれませんが、県内10市の中で鹿島市は民生費の構成比では県内で2番目に高い予算として組んでおります。

さっきおっしゃった、例えば、サテライトオフィスに30,000千円、民生費にこれだけのお

金とおっしゃったんですけど、そういういろんな事業の仕分をしながら予算を立ててやりま
す。ここのお金をこっちに回すとか、ここのお金をこっちに回すとか、やっぱりそこは財政
的にありますので、検討していかねばなりません。さっきのお風呂の話も、7日間あ
りますので、ぜひ1日間は——風呂の掃除もします。風呂を担当する従業員の数も13名で限
られておまして、平日3人、日曜日は2人の勤務体制でやっていますので、その職員の働
き方改革、そういうことも一定程度考えてやらなければいけないというふうに思って、市民
の皆さん方には少し御負担をおかけしますが、日曜日だけは休みにさせていただきますという、
そういう願いの下に、今回、風呂については皆さん方にちょっと不便をおかけしますが、よ
ろしく願いますという、そういう決定をしたところでございます。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

市長には市民のささやかな要望も願いも、何も届かないということはよく分かりました。

サテライトオフィス等の、もう県から圧力がかかれば、すぐに金を30,000千円も出すとい
うようなことで、びっくりしますね。県を大事にしないで市民を大事にしてもらいたいです
ね。この480千円も金のなかっていうとも、ちょっとなかなか、今聞いている市民の皆様は
びっくりしておられるんじゃないかと思えます。

あと5分しかありませんので、最後に、市長の市行政執行には絶大な権限があります。そ
の権限を行使する場合は、議会、市民に対し謙虚に丁寧に説明、情報の提供をしていただき
たいと強く要請いたします。

現在の状況は、松尾市政に対し不信感が醸成しつつあります。議会、市民に対し公平性、
透明性を重視した市行政執行をぜひお願いいたします。終わります。

○議長（徳村博紀君）

以上で4番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明21日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時5分 散会